

『隋書』倭国伝の「竹島」

目 次

I 基本的な考え	1
1 はじめに	1
2 論考にあたっての姿勢	1
3 「竹島」に関する私の考え	1
4 『隋書』倭国伝について	3
5 『隋書』南蛮伝・赤土の条について	7
II 個別の問題について	10
1 「度百濟」	10
2 「竹島」の読み	11
3 「舩羅國」「舩牟羅國」は済州島	13
4 「達於海岸」	16
5 「自 α 以 β 」	17
6 「其国境東西五月行南北三月行」	19
III 「日本の生きた歴史」<十二>における古田氏の主張に対する私の考え	27
1 古田氏の再々批判の主旨	26
2 隋使の行路	27
3 「竹島」の読みについて	30
4 『日本書紀』との関連	30
5 「舩牟羅國」について	31
6 「 ^{ハク} 貊国」について	31
7 古田武彦著『邪馬一国の証明』	33
8 終わりに	33

そこで、韓国の地図を調べたところ、朝鮮半島の南西部に竹島という地名が集中し、かつ数多く見つかりました。『隋書』倭國伝の記述どおり、朝鮮半島南西部に竹島の地名が現存しているのです。この地域が、『隋書』倭國伝の「竹島」として最も妥当でありましょう。

したがって、倭國への行路は、私が、はじめに推測したとおりで間違っていないということを主張しているのです。

以上です。

インターネットで観られる「韓国コネスト地図」により、全羅南道にある竹島の地名を調べた結果、竹島の地名が位置する場所を示したものが、地図2です。竹島の地名が島の名だけでなく、里、村、山の地名として19カ所も集中しているのは、世界広しといえども、この朝鮮半島南西部の地域だけです。具体的な所在・地名は、表1のとおりです。

地図2 韓国コネスト地図における竹島
※全羅南道に19カ所の竹島の地名を発見



『隋書』倭國伝に記述されている阿蘇山の字面は、変わらず今日まで残っています。阿蘇山と同様に、この全羅南道の地域一帯が竹島と呼ばれ、1400年後の今日まで字面も変わらず残っているということであると考えます。

私が具体的に示すまで、古代史の分野では、「竹島」の位置を特定できていなかったと思います。それを朝鮮半島の南西部に特定できたことは、『隋書』倭國伝の記事から、当然、推測されう

る結果であり、驚くような問題ではないかもしれません。しかし、『隋書』倭國伝の「竹島」の所在を発見し、これに関する問題を解決することができたという点では、大きな成果と私は考えています。

表1 竹島の名称が付いた島・山・村名・地形

所 在		地 名
チヨルラナムド 全羅南道	海南郡 門内面	竹島 (島)
	順天市 稠谷洞	竹島峰 (山)
	高興郡	綿山面 竹島 (地形)
		浦頭面 竹島 (島)
		道化面 竹島 (島)
		東江面 支竹島 (島)
		東江面 竹島 (村名)
	長興郡 會鎮面	竹島 (島)
	海南郡 北日面	内竹島 (島)
	靈岩郡 西湖面	竹島 (村名)
		竹島 (村名)
	務安郡 海際面	竹島 (島)
	靈光郡 塩山面	竹島 (島)
		落月面 竹島 (島)
	珍島郡 鳥島面	上竹島 (島)
	新安郡 新衣面	上竹島 (島)
		黒山面 上竹島 (島)
		都草面 竹島 (村名)
	19カ所	

所 在		地 名
チヨルラブツト 全羅北道	高敞郡 心元面	大竹島 (島)
		小竹島 (島)
	2カ所	

(コネスト韓国地図<http://map.konest.com/>)

参考までに、^{チヨルナムド}全羅南道と^{チヨルラブツト}全羅北道において、竹島の名が施設名にあてられているものがあります。表2のとおりです。竹島灯台があります。これらは、島や山などの地名とは違い、竹島という地名に付随した施設名であるので、「竹島」を特定するための対象としてはふさわしくありません。

表2

所 在			施 設 名
チヨルナムド 全羅南道	高興郡	道化面	竹島漁民福祉会館
			竹島船着場
	新安郡	都草面	竹島船着場
			竹島堤（貯水池）
	珍島郡	鳥島面	竹島灯台
チヨルラブツト 全羅北道	全州市	－	竹島シムルメンタン
	鎮安郡	上田面	竹島サランエ教会
			竹島橋
			竹島民宿

また、朝鮮半島の東側で竹島の地名がある所としては、表3のとおりです。

表3

所 在			地 名
キヨサンブツト 慶尚北道	浦項市	北区	竹島洞（洞）
	鬱陵郡	鬱陵邑	竹島（島）
キヨサンナムド 慶尚南道	統営市	閑山面	竹島（島）
			大竹島（島）
			小竹島（島）

現在、領有地問題となっている竹島をはじめ、竹島洞の地名が^{キヨサンブツト}慶尚北道内にあり、^{キヨサンナムド}慶尚南道には竹島、大竹島、小竹島があります。しかし、これらの竹島の地名は、洞・島として点在するものであり、^{チヨルナムド}全羅南道や^{チヨルラブツト}全羅北道に現存している竹島の地名とは、面的、量的、質的に全く異なり、これに及ぶものではありません。

4 『隋書』倭國伝について

「竹島」に関して、私の考えを詳しく説明するため、『隋書』倭國伝（以下「倭國伝」という。）の全文を掲載し、とりわけ、行路に関係する部分（a～k）や、行路にかかわる内容を理解するのに必要な部分（x～z）には下線を引き、これを中心に読解します。倭國伝の記述の流れと内容をあらためて確認することにより、倭國伝の「竹島」の位置について、私の主張が適切であることを示します。

a 倭國在百濟新羅東南 水陸三千里於大海之中依山島而居 魏時譯通中國三十餘國皆自稱王
x 夷人不知里數但計以日 b 其國境東西五月行南北三月行各至於海 其地勢東高西下 y 都於邪靡堆則魏志所謂邪馬臺者也 c 古云去樂浪郡境及帶方郡並一萬二千里在會稽之東 與儋耳相近
漢光武時遣使入朝自稱大夫 安帝時又遣使朝貢謂之倭奴國 桓靈之間其國大亂遞相攻伐歷年無主 有女子名卑彌呼能以鬼道惑眾於是國人共立為王 有男弟佐卑彌理國 其王有侍婢千人 罕有見其面者唯有男子二人給王飲食通傳言語 其王有宮室樓觀城柵皆持兵守衛為法甚嚴 z 自魏至于齊梁代與中國相通

開皇二十年倭王姓阿每字多利思北孤 號阿輩雞彌遣使詣闕上令所司訪其風俗 使者言倭王以天為兄以日為弟天未明時出聽政跣趺坐日出便停理務 云委我弟 高祖曰此太無義理 於是訓令改之王妻號雞彌後宮有女六七百人 名太子為利歌彌多弗利 無城郭內 官有十二等一曰大德次小德次大仁次小仁次大義次小義次大禮次小禮次大智次小智次大信次小信員無定數 有軍尼一百二十人猶中國牧宰 八十戶置一伊尼翼如今里長也 十伊尼翼屬一軍尼 其服飾男子衣裙襦其袖

微小履如履形漆其上繫之於脚 人庶多跣足不得用金銀為飾故時衣橫幅結束相連而無縫頭亦無冠但垂髮於兩耳上 至隋其王始制冠以錦綵為之以金銀鏤花為飾 婦人束髮於後亦衣裙襦裳皆有襪織竹為梳編草為薦雜皮為表緣以文皮 有弓矢刀稍弩斧漆皮為甲骨為矢鏑 雖有兵無征戰 其王朝會必陳設儀仗奏其國樂戶可十萬 其俗殺人強盜及姦皆死盜者計贓酬物無財者沒身為奴 自餘輕重或流或杖每訊究獄訟不承引者以木壓膝或張強弓以弦鋸其項或置小石於沸湯中令所競者探之云理曲者即手爛 或置蛇甕中令取之云曲者即螫手矣 人頗恬靜爭訟少盜賊 樂有五弦琴笛 男女多黥臂點面文身沒水捕魚 無文字唯刻木結繩 敬佛法於百濟求得佛經始有文字 知卜筮尤信巫覡 每至正月一日必射戲飲酒其餘節略與華同 好棊博握槊擲蒲之戲氣候溫暖草木冬青土地膏腴水多陸少 以小環挂鸕鷀項令入水捕魚日得百餘頭 俗無盤俎藉以櫛葉食用手舖之 性質直有雅風 女多男少婚嫁不取同姓男女相悅者即為婚 婦入夫家必先跨犬 乃與夫相見 婦人不淫妬死者斂以棺槨親賓就屍歌舞 妻子兄弟以白布製服 貴人三年殯於外庶人卜日而瘞 及葬置屍船上陸地牽之或以小輿 有阿蘇山其石無故火起接天者俗以為異因行禱祭 有如意寶珠其色青大如雞卵夜則有光云魚眼精也 新羅百濟皆以倭為大國多珍物並敬仰之恒通使往來

大業三年其王多利思比孤遣使朝貢 使者曰聞海西菩薩天子重興佛法故遣朝拜兼沙門數十人來學佛法 其國書曰日出處天子致書日沒處天子無恙云云 帝覽之不悅謂鴻臚卿曰蠻夷書有無禮者勿復以聞 d 明年上遣文林郎裴清使於倭國 e 度百濟行至竹島南望新羅國經都斯麻國迴在大海中 f 又東至一支國又至竹斯國又東至秦王國其人同於華夏以為夷洲疑不能明也 g 又經十餘國達於海岸 h 自竹斯國以東皆附庸於倭 i 倭王遣小德阿輩臺從數百人設儀仗鳴鼓角來迎 j 後十日又遣大禮哥多毗從二百餘騎郊勞 k 既至彼都 其王與清相見大悅曰我聞海西有大隋禮義之國故遣朝貢 我夷人僻在海隅不聞禮義是以稽留境內不即相見 今故清道飾館以待大使冀聞大國惟新之化 清答曰皇帝德並二儀澤流四海以王慕化故遣行人來此宣諭 既而引清就館 其後清遣人謂其王曰朝命既達請即戒塗 於是設宴享以遣清復令使者隨清來貢方物 此後遂絕

(下線は筆者による。以下同じ。)

倭國伝の記述の構成は、冒頭の a、b、c にあるように、百濟・新羅から倭國の所在する方向、倭國の国境の状況、古の倭國に関する認識など、倭國の概要について、簡潔かつ的確に示されています。この倭國のあらましを前提とした上で、d から k までに倭國への行路が示されています。

従って、倭國への行路については、冒頭に記述されたあらましをしっかりと踏まえて、記述内容を読解する必要があると思います。

また、先行する『魏志』倭人伝（以下「倭人伝」という。）の記述について、十分に留意することも必要です。

倭國伝には、倭が魏から梁に至るまで代々中国と相通じるということが記述されていますから、倭國伝にいう倭國は、倭人伝の倭國と同じ國であることを示しています。倭と倭は同一の國であり、倭人伝の対海國、一大國が、倭國伝の都斯麻國、一支國に対応しています。

また、都の場所は、邪麻堆にあって、そこは倭人伝の、いわゆる邪馬臺であると記述されていることから、その都は、倭人伝の邪馬壹国から変わらず、博多湾岸にあった邪馬壹国と同様の場所に位置します。要するに倭國は倭人伝の時代と基本的な状況は変わっていないことが記述されています。

つまり、都の場所は、倭人伝の頃と変わらず北部九州の博多湾岸とその周辺に位置しており、さらに倭國は四面を海に囲まれた山島です。このように概要が示されたあとに、王の名が多利思比孤であるなどの新しい情報が追加されています。最後段においては、大業三年に倭王が朝貢した翌年（608年）に文林郎の裴清が倭國に使者として遣わされた時のことが記述されています。ここでは竹斯國やその東にある秦王國などの倭人は華夏と変わらないこと、竹斯國よりも東は皆、倭に附庸していることが示されます。こうした大局に注意する必要があります。

大枠を踏まえれば、位置が特定できるように記述されているのです。倭國は、新羅・百濟の東南にあって、東西南北の四面を海に囲まれた

山島、すなわち九州島を明確に指し示しています。

また、倭人伝には「女王國東渡海千里復有國皆倭種」とあり九州島の東にも倭種が居て、それらの倭種は倭國（倭國）には属していないことを中国側は十分に承知しています。したがって、素直に倭國伝の記述を読めば九州島であることは疑いようありません。九州島より東は、倭人が住んでいるものの、倭國（倭國）ではないと理解されているのです。

ちまたには、近畿や出雲や吉備に倭國（倭國）の都があるなど様々な仮説が提示されていますが、倭國伝の冒頭の記事を読めば、このような仮説が生まれる余地は全く無いと私は思います。

次に、倭國伝の下線部の記述について、それぞれ詳述します。

a 倭國在百濟新羅東南 水陸三千里於大海之中依山島而居

倭國の位置は、百濟や新羅の東南にあります。方角を示すことでおおむねの位置関係を示しています。九州島は、まさに朝鮮半島の東南にあります。そして、百濟・新羅から倭國まで水陸三千里の距離があります。水行と陸行の両方の行程があると示されていることと、倭國は大海の中の山島にあるとされているところが大変重要なポイントです。つまり、倭國が九州島であることがわかるようにアウトラインを述べています。

b 其國境東西五月行南北三月行各至於海

倭國の国境は東西五月行、南北三月行で東西南北各々が海に至ります。「各至於海」は海に囲まれた島であることを示しています。aにおいても「山島」と記述されています。

倭國は四面を海に囲まれた山島であるとの中国側の認識は重要です。

倭國は、百濟・新羅の東南に位置し、竹斯國や阿蘇山を含んだ山島であって、東西南北が海であることから、それは九州島以外には考えられません。

c 古云去樂浪郡境及帶方郡並一萬二千里在會

稽之東

古には、樂浪郡の境や帶方郡を去ること一万二千里にあり、会稽の東に在ると、云われたと記述されます。すなわち、倭人伝から続く同じ國であると認識されています。

d 明年上遣文林郎裴清使於倭國

明年は、多利思北孤の朝貢のあくる年の608年で、これは煬帝が文林郎の役職である裴清を使いとして倭國に遣わしたことを記述したものです。そのときの行路が次のeからhに示されています。

e 度百濟行至竹島南望舩羅國經都斯麻國迴在大海中

隋から百濟に渡り、竹島に行き、都斯麻國を経て、倭國は廻か大海の中に在ります。都斯麻國は対馬でしょう。

通説では「度百濟」を「百濟を渡り」と読んでいますが、私は「百濟に渡り」と読み下すべきと考えています。

「度百濟」に関してはⅡ－1で詳述します。また、「竹島」の読み方についてはⅡ－2で詳述します。

竹島から都斯麻國の途中では南に舩羅國を望むとされます。「望」は目視できるところを意味しており、これは重要なポイントです。朝鮮半島の南西部から望むことができる舩羅國とは、済州島であると私は思います。

舩羅國に関してはⅡ－3で、詳述します。

f 又東至一支國又至竹斯國又東至秦王國 其人同於華夏以為夷洲疑不能明也

さらに東に一支國に至り、さらに竹斯國に至り、さらに東に秦王國に至ります。一支國は壱岐、竹斯國は筑紫であり博多湾岸一帯でしょう。秦王國は竹斯國の東隣に位置することになります。

ここで「其人」は、通説では秦王國の人を指しますが、これは『隋書』倭國伝のbの「其國」、百濟伝のk 2の「其人」、新羅伝のs 2の「其人」が、それぞれ倭國伝、百濟伝、新羅伝の当該の國の人を指しますので、この場合の「其人」は、倭國の人を指しています。

「倭人は華夏（中国）に同じ。以つて夷州（東夷の國）と為すが疑うも明らかにすること能わざるなり」

ということです。この読み下しについては様々な捉え方がありますが、夷州の「夷」は倭國伝の冒頭の x に「夷人」とありますので、中国側にたつと、夷州は東夷の國のことです。つまり、ここは東夷であるが、中国と風俗などが同じであり東夷の國ではないと疑がってしまうほどであるされます。私はこのように読解すべきだと思います。

なお、岩波文庫『魏志倭人伝他三編—中国正史日本伝(1)』*1 などには、夷州を台湾のこととありますが、私は夷州を台湾とする通説は明らかに間違いであると思います。古田武彦氏は、私と同様に夷州を東夷の國のこととされます。

g 又經十餘國達於海岸

さらに十余國を経て海岸に達します。

竹斯國以降は陸行でしょう。倭國伝の冒頭で倭國は九州島であると示されており、また倭人伝では九州島に着いて以降は陸行です。これに従えば、倭國伝においても竹斯國に至り九州島に着いたところから陸行になると思います。したがって、十余國を経て達した海岸は、九州の東海岸ということになります。

「達於海岸」については後にⅡ－４で詳述します。

ところで、秦王国、十余國を瀬戸内海の島々などに比定し難波津の海岸へ達するまで水行するとの説もありますが、倭國伝の冒頭の記述を無視した説であると思います。

そもそも、九州島以外の地名や名称は一切倭國伝には出現しませんので、九州島以外への行程を主張する説は成立しないと思います。

h 自竹斯國以東皆附庸於倭

竹斯國より東は皆倭に附庸す。

竹斯國より東は倭國の勢力下にあるということです。問題は「自 α 以 β」の構文について、どのように理解すべきかです。

「自 α 以 β」の構文では、α を含んで東という意味と、α を含まず東という意味の両方の使われ方があります。この記述だけではどちらかに決めるのは難しいと思います。ただ、この竹斯國の位置がその名称からして現在の博多湾岸およびその周辺のあたりであると思われるので、竹斯國は倭の中心領域と考えられます。附庸とは、宗主国に従属してその保護と支配を受けているという意味です。従って、「宗主国である竹斯國を含んでその東は皆倭に附庸す」と解釈するのは無理があるように思います。「竹斯國を含まずその東は皆倭に附庸す」と解釈した方が、基本的な状況により合致していると思います。

「自 α 以 β」の事例についてはⅡ－５で後述します。

ここで「附庸於」の構文の使われ方について、用例を確認します。

この h の例以外では、『隋書』において「附庸於」が使用された全用例は次のとおり 3 例あり、「α 附庸於 β」の文型で、いずれも α は β に附庸されるとして使われています。β が宗主国です。

- ① 其南海行三月有舩牟羅國南北千餘里東西數百里土多鹿附庸於百濟 (百濟伝)
- ② 其先附庸於百濟後因百濟征高麗 (新羅伝)
- ③ 遂致強盛因襲百濟附庸於迦羅國 (新羅伝)

①は宗主国が百濟で従属国が舩牟羅國です。附庸於の後ろに宗主国である百濟の国名があります。②は宗主国が百濟で従属国が高麗です。やはり附庸於の後ろに宗主国である百濟の国名があります。そして③は宗主国が迦羅國で百濟が従属国です。附庸於の後ろに宗主国である迦羅國があります。

なお、倭國の都の場所についてですが、倭國伝の冒頭の y に「都於邪靡堆則魏志所謂邪馬臺者也」とあり、倭人伝の時代と都は基本的に変わっていません。都斯麻國から一支國へ東に向かってのことから、到着した竹斯國は、倭人伝の伊都國より東の方、不彌國に相当する位置

*1 岩波文庫『魏志倭人伝他三編—中国正史日本伝(1)』：石原道博翻訳、1951年11月、岩波書店
魏志倭人伝他三編は 魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝 をいう。

の可能性が高いと思われます。そして、邪摩堆の都の場所は、倭人伝では都が不彌國の南に隣接するので、これに倣うと、倭國伝では、都は竹斯國の津の南にあると思われます。

i 倭王遣小徳阿輩臺從數百人設儀仗鳴鼓角來迎

倭王、小徳の阿輩臺を遣わす。數百人を從え儀仗を設け鼓角（太鼓・笛）を鳴らして來迎す。

この記述について、倭王の使者、阿輩臺が來迎したところは、竹斯國から東の秦王国や十余國を経て達した海岸、九州島の東海岸であると捉える考え方がありますが、これは全くの見当はずれです。九州の東の端、属国の海岸に隋使を出迎えることはあり得ません。倭人伝の時代と都も変わらないのですから、身分の順位が第二位の小徳阿輩臺が數百人を從えて裴清を迎えに出向いた場所は、それは倭人伝の「皆臨津搜露傳送文書賜遺之物詣女王不得差錯」と同様に、つまり傳送文書や賜遺之物に差錯がないように搜露した、都の近くの津のはずです。倭人伝であれば伊都國にあたるどころですが、hで言及したように東方に向かっているので、倭人伝の伊都國よりさらに東方にある不彌國に相当するところに位置するのではないかと思います。

j 後十日又遣大禮哥多毗從二百餘騎郊勞

十日後に、さらに大札の哥多毗を遣わし、郊勞（都の郊外に出迎えて客を歓迎すること）に二百餘騎を従う。

倭人伝に「郡使往來常所駐」とありますから、都に近い港で差錯がないことを確認できたので、十日後に、港に近い裴清の滞在地、都の郊外に大禮哥多毘が二百餘騎を從えて出迎えたということでしょう。

冒頭のaで「水陸三千里」とされ、水行と陸行があります。少なくとも竹斯國のある九州島までは水行ですから、竹斯國の津から都へは騎馬で陸行するということで記述の内容が合致していると思います。

k 既至彼都

すでに彼の都に至る。ここは倭人伝において、不彌國の南に隣接して都の邪馬壹國があったと

する記述に符合するようと思われます。出迎えた場所と都はすぐ近くであったので「既」に都に至っていたと記述されているのでしょう。

5 『隋書』南蛮伝・赤土の条について

『隋書』南蛮伝・赤土の条（以下、「赤土國伝」という。）に、隋の使者が赤土國を訪れた記事があります。次のとおり倭國伝の行程記事によく似た構成となっています。これについて吟味し、倭國伝の記述の参考とします。

赤土國扶南之別種也 l 在南海中 m 水行百餘日而達所都 土色多赤因以為號 東波羅刺國西婆羅娑國南訶羅旦國北拒大海 n 地方數千里其王姓瞿曇氏名利富多塞 <中略> o 其年十月駿等 自南海郡乘舟晝夜二旬每值便風 p 至焦石山而過 東南泊陵伽鉢拔多洲 西與林邑相對上有神祠焉 又南行至師子石自是島嶼連接 q 又行二三日西望見狼牙須國之山 r 於是南達鷄籠島至於赤土之界 s 其王遣婆羅門鳩摩羅以舶三十艘來迎吹蠡擊鼓 t 以樂隋使進金鎖以纜駿船 u 月餘至其都

（『隋書』南蛮伝・赤土条）

赤土國は扶南の別種なり。南海中に在りて水行百余日にして都する所に達す。土の色赤多きに因りて以て号と為す。東は波羅刺國、西は婆羅娑國、南は訶羅旦國、北は拒大海。地は方數千里。其の王の姓は瞿曇氏、名は利富多塞。

. <中略>

其の年（大業3年）十月、常駿ら南海郡（中国南部、現広東省）より舟に乗りて毎に便風に値すと昼夜二旬（20日間）。焦石山に至りて過ぎるに東南の陵伽鉢拔多洲（海南島か？）に泊す。西に林邑（チャンパ王国、現ベトナム）と相對し上には神祠有り。さらに南行して師子石（ナトゥーナ諸島か？）に至り是より島嶼連接す。さらに行くこと二、三日にして西に狼牙須國の山を望み見て是の南に鷄籠島に達す。赤土の界に至る。

その王、婆羅門の鳩摩羅を遣わし舶三十艘を以て來迎す。蠡を吹き鼓を撃ちて以て隋使を樂

しませ金の鎖を^{ささげ}進^{つな}て以て常駿の船を纒ぐ。一月
余りにして其の都に至る。

(読み下しは筆者による。以下同じ。)

- l 在南海中
- m 水行百餘日而達所都
- n 地方數千里

倭國伝と同様に冒頭で国の概略を記述しています。

赤土國伝の冒頭の「l、m、n」には、それぞれ國の位置、都までの距離、そして國の大きさが「方」で簡潔に記されています。倭國伝でも同様に、aにおいて、國の位置や距離が記述され、その国境については、bのとおり「其國境東西五月行南北三月行」と記述されています。

「其國境東西五月行南北三月行」については後のII-6で詳述します。

- o 其年十月駿等 自南海郡乘舟晝夜二旬每值便風
- p 至焦石山而過 東南泊陵伽鉢拔多洲 西與林邑相對上有神祠焉 又南行至師子石自是島嶼連接
- q 又行二三日西望見狼牙須國之山
- r 於是南達鷄籠島至於赤土之界

oにおいて時期と使者の名が示され、それに続いて行路が記述されます。pでは焦石山や師子石などの経由地が示されます。qでは「西望見狼牙須國之山」とされます。時期と使者名、経由地、そして「望」む場所は、倭國伝と同じように国名が付されています。倭國伝では「南望舩羅國」と記述されるように「望」が行程の途中で使われています。

さらにrでは「南達鷄籠島」とあり「達」の語句が使われています。水行で進み島に到達した場合であっても「達」が使用される場合があるということがわかります。ここでは「赤土の界」すなわち国境に達する場合に「達」が使われているところが注目されます。

赤土國伝の場合は、赤土國の外部から国境に達し、そこから、uにあるように国境から都まで一ヶ月余りとされます。倭國伝では倭國內部から国が尽きる国境に達した場合に「達」が使われており、国境に達する場合の使用されてい

る点で共通性があるように思います。

さらに、都に入る直前に鷄籠島という特定の地名が明記されています。都に入る直前の特定の地名について、倭國伝では、どの國にあたるのでしょうか。倭國伝では、秦王國より東は倭の附庸國であって都に入る前の地名ではありません。また十余国については具体的に地名が記述されていません。従って、都に入る直前にあたる國は、竹斯國であると思います。

地図3



yahoo地図より

なお、赤土國では、東は波羅刺國、西は婆羅娑國、出迎えた鳩摩羅の役職名(?)は婆羅門となっており、「婆羅」が共通語ですが、この「婆羅」はボルネオのことです。ボルネオは、インドネシア語で「P u l a u K a l i m a n t a n」であり、たいへん大きい島であるので、島を意味する「P u l a u」を中国語表記で「婆羅」と書いたと思われます。『明史』外国伝には、十五世紀に明の鄭和がボルネオに寄航したことが記述されており、ボルネオを「婆羅」と表記しています。また、南の訶羅旦國は、インドネシア語で「都」を意味する「k a r t a」と思われ、インドネシアの首都ジャカルタ(J a - k a r t a) 辺りのことと考えられます。

ところで、rで赤土の界に達するまでに、東南泊陵伽鉢拔多洲や狼牙須國などの地名が記述されています。これらは赤土國伝にあります。しかし、当たり前のことですが、赤土國領の地

名ではありません。赤土國伝にあるからといって赤土國領の地名が記述されているとは限りません。これは倭國伝の記述の参考になります。倭國伝に記述される竹島や^{たんら}羅國は、倭國伝に記述されているからといって倭國領かどうかは断定できないのです。

s 其王遣婆羅門鳩摩羅以舶三十艘來迎吹蠡擊鼓以樂隋使

t 進金鎖以纜駿船

u 月餘至其都

s では、赤土國の王は、婆羅門鳩摩羅を三十艘の船を遣り、貝の笛を吹き鼓を叩き隋使を出迎え楽しませたとあります。鼓笛で賑やかに出迎える状況が倭國伝とよく似ています。

r の赤土國の界に達した記述のすぐ後に続いて、この s の来迎の記述がありますが、倭國伝では、この r と同様に海岸に「達」する記述である g と、赤土國伝の s と同じ内容の来迎の記述 i の間に h の「自竹斯國以東皆附庸於倭」が割り込んでいます。したがって、赤土國伝では来迎の直前の地名である赤土之界の鷄籠島に来迎したのに対して、倭國伝では、来迎の直前の地名である竹斯國に来迎したと考えるべきでしょう。

t では、「纜」はともづなのことですから常駿の船を岸に繋ぎ止めたとも考えられますが、「進」とあり、常駿の船を金の鎖でつないで曳航して進んだと考える方が状況に合っているように思われます。出迎えた船に乗り替えたのか、隋使の船のまま曳航されたのか、いずれにしても都へは水行したのでしょう。これに対して、倭國伝では船の出迎えではなく、「二百余騎」の馬で出迎えていることから、倭國は内陸部に都があることがわかります。

u では、船で一月余りで都に至ることが示されており、倭國伝の「既」とは対照的です。倭國伝では「郊勞」とあり、出迎えたところは、都の郊外で都に近い場所であったこととなります。

以上のとおり赤土國伝と対照することにより、さらに倭國伝の記述が鮮明になります。

II 個別の問題に関して

1 「度百濟」

(再掲) 明年上遣文林郎裴清使於倭國度百濟行至竹島南望舩羅國經都斯麻國迤在大海中

(『隋書』倭国伝)

明年、上、文林郎を倭國への使いとして遣わす。百濟に渡り、竹島に行き、南に舩羅國を望み、都斯麻國を経て、廻かに大海の中に在る。

「度」は「渡」の「彳」が省略された減筆体だと思います。

通説では「百濟を渡り」とされていますが、私は、「(隋から) 百濟に渡り」と読み下すべきだと思います。

ここで注意を要するのは、「百濟を渡り」と読み下すことが通例となっていることです。以下に2つの代表的な事例を示します。

A 明年(大業四年、推古十六年・六〇八)、上(煬帝)は文林郎裴清(裴世清)を遣わして倭國に使させた。百濟を渡り、竹島(絶影島か)にゆき、南に舩羅國(耽羅、済州島)を望み、都斯麻國(対馬)をへて、はるかに大海の中にある。また東にいつて一支國(吉岐)に至り、また竹斯國(筑紫)に至り、また東にいつて秦王国(厳島・周防、秦氏の居住地か)に至る。その住民は華夏(中国)に同じく、夷州(いまの台湾)とするが、疑わしく明らかにすることはできない。また十余國をへて海岸に達する。竹斯國から以東は、みな倭に附庸する。

(岩波文庫『魏志倭人伝他三編』、100頁)

B 明年、上、文林郎裴清を遣わして倭國に使いせしむ。百濟を渡り、行きて竹島に至り、南に舩羅國を望み、都斯麻國の、廻かに大海の中に在るを経。また東にいつて一支國に至り、又竹斯國に至り、又東して秦王国に至る。其の人華夏に同じ、以て夷州となすも、疑いは明らかにすること能わざる也。又十余國を経て、海岸に達す。竹斯國自より以東、皆倭に附庸たり。

(講談社学術文庫『倭国伝』、193頁)

Aの「竹島(絶影島か)」の絶影島は釜山港の湾口にある島ですが、なぜ絶影島であるのか何の説明もありません。

A、Bいずれも、読み下しに、少なからず問題点がありますが、それらは別項に譲るとして、今、問題とするのは「度百濟」の読み下しです。「百濟を渡り」と読んでいます。「百濟を渡り」はどんな状況をイメージして読み下しているのか私には理解できません。「百濟に渡り」でないという意味が通じないように思います。

これらの図書が「百濟を渡り」と読んだ理由として考えられることは、百濟を陸行で横断するという解釈だと想像されますが、もしそうだとすれば、これは間違いであると思います。「渡」は陸行ではまず使用されません。

『隋書』に記述される「渡」の全用例は、次のとおり、帝紀に5カ所、志に11カ所、列伝に57カ所あり、合計で73カ所あります。これらの用例を参考にすると、「渡」は、ほぼ、河、江、海、湖、水などの水行や橋、渠など水域を越えるときに使われていると思われます。

次に全用例を示します。

<帝紀> 5カ所

渡口、渡黄河、車駕渡遼大戦于東岸撃賊破之進圍遼東、車駕渡遼、渡淮(淮河のこと)、

<志> 11カ所

亦得金渡装較、渡河、悉收南渡、渡江不用楫、渡江、渡江水、今日北軍豈能飛渡耶口、彼若渡來、渡河陵海、渡湖口、為競渡之戲

<列伝> 57カ所

若復渡遼、騎三千渡河、既渡焚橋而戰、爭渡河而滅紂、渡江伐陳、及侯景渡江、出兵渡河、會虜渡河、將渡江、渡西二河、既渡江、渡江撃南陵城、從渡遼、渡渭浹於造舟、密營渡計、下流諸將即須擇便橫渡、迴又遣其將宇文胄渡石濟、仲文選騎渡水追之、遂與諸將渡水追之、渡遼九軍、驃騎既渡江岸、祥乃簡精銳於下流潛渡、夜浮渡江、將渡遼、復渡清江、橋已壞不得渡、以拒秦王俊軍不得渡相持踰月、元進自茅浦將渡江、世基盛言渡江之便、

從駕渡遼、吾將濟卿南渡、以渡遼之役、以前後渡遼之役、及建德渡河討孟海公、以渡遼之功、有以洛陽火渡江者、遂於汲郡南渡河、以步騎二萬渡瀍、若一渡河、將渡江、世充既渡江、乃渡永濟渠、令數百騎渡御河、密以輕騎自武牢渡河以歸之、於津所寄渡、以渡遼功、於是潛渡江、如何得渡口、於是魚鼈積而成橋朱蒙遂渡、車駕渡遼水、六軍渡遼、渡水則束薪為棧、化及渡河、渡永濟渠、充乃引軍渡洛水、兵士既渡水

(□は表記不能の文字)

また、『隋書』に出現する「度」についても調べました。ただ、「度」については「度河」の例もありますが、「節度」「法度」「制度」の類が極めて多く、また、『隋書』には1022カ所の事例があり、あまりにも数が多いのでここでは省略します。

次に、『隋書』以外で、倭が関係する「渡」の事例をいくつか示します。

C 百殘新羅舊是屬民由來朝貢而倭以未卯年來渡海破百殘加羅新羅以為臣民 (好太王碑)
百殘、新羅は古くは是れ(高句麗の)属民の由、朝貢に來たり。而して倭が辛卯年に海を渡り來て百殘、加羅、新羅を破り臣民となす。

D 始度一海千里至對海國 (『魏志』倭人伝)
はじめて一海を度ること千里にして對海國に至る。

E 又南渡一海千里名曰瀚海 (『魏志』倭人伝)
また南に一海を渡ること千余里、名を瀚海という。

F 又渡一海千里至末廬國 (『魏志』倭人伝)
また一海を渡ること千里にして末廬國に至る。

G 女王國東渡海千餘里復有國皆倭種 (『魏志』倭人伝)
女王國の東、海を渡ること千余里復た國有り。皆倭種。

H 度海千里復有國皆倭種 (『魏略』)

海を渡るに千里にしてまた國有り。皆、倭種。

I 東北至新羅 西渡海至越州 南渡海至倭國 北渡海至高麗 (『舊唐書』)

東北は新羅に至る。西に海を渡ること越州に至る。南に海を渡ること倭國に至る。北に海を渡ること高麗に至る。

以上のとおり、「渡海」や「渡一海」について「海を渡る」や「一海を渡る」とされます。通例では、このパターンをそのまま「渡百濟」にあてはめて「百濟を渡り」と機械的に読み下したのだと推測されます。しかしながら、以上の用例は、海を越えて航海する場合に「渡」を使っています。陸上を横断する場合には使用されていません。百濟を陸行する意味で「渡」を使うことはありえないのです。

これらの「渡」の用例の中で、とりわけ、Iの用例「渡海至〇〇」が文意を理解する手助けとなるでしょう。「渡海至〇〇」は「海を渡ること〇〇に至る」と読み下されます。これを参考にすれば、「渡百濟」は「渡海至百濟」と同様の内容であって「海を渡ること百濟に至る」を意味すると思います。いわば「渡百濟」は「渡海至百濟」を省略した形です。したがって「度百濟」は「百濟に(海を)渡り」が適切な読み下しであろうと思います。

2 「竹島」の読み

次に、「竹島」の読みの問題です。

漢字は元々、古代中国で作られた文字であり、中国で読まれていた読み方が倭に伝わってきたのが音読みでしょう。ですから、倭人が読んだ音読みは、元来、中国の読みによく似ているはずだと考えられます。また、韓国へも同様に中国の読みが伝わったと考えられますから、とりわけ地名については、韓人が読んだ朝鮮半島での発音と倭人が読んだ日本語の音読みがよく似ているのは当然のことといっても過言ではありません。

『隋書』は、唐の魏徵等によって編纂されたもので、その倭國伝において倭國への行程の記

事に出てくる、阿蘇山、竹斯、一支、都斯麻の地名は、中国人である魏徵等が、現地で発音されたり、現地で使われていた文字を『隋書』倭國伝に反映させたと思われます。

したがって、中国人が編纂した『隋書』倭國伝における「竹島」について考えるとき、それは漢語でしょう。すなわち、漢字の音読みと対応する読みであるはずで。たとえば、「竹斯」は、現地音に忠実な表記であり、その読みは音読みで「チクシ」です。「竹」は、*chiku* すなわち「チク」と発音されていたと考えられます。「竹」についての韓人の発音は、ハングル文字で、「ぢ」ですから、*chuk* 又は濁って *juk* です。すなわちカタカナで示せば「チュク、ジュク」です。*chiku* と *chuk* や *juk* は、同じ発音の要素からできており、頭は *c* やその濁音の *j* で始まり、そして、*k* や *ku* で終わります。日本での読みの *chiku* と韓国での読み *chuk* や *juk* について、実際に発音すれば、よく似ていることが理解できるでしょう。

「島」について、音読みでは *to* と発音します。ハングル文字では、「도」ですから *to* 又は濁って *do* と発音したのでありましょう。音読みと少し違うといえども基本は同じ発音の要素で構成されています。頭は *t* やその濁音の *d* で始まり、そして、*o* やその長音の *ou* で終わります。

まとめれば、「竹島」は、ハングル文字で「ぢ도」と記述され、その音をローマ字で示せば、*chukdo* 若しくは *jukdo* となります。カタカナで音を示せば、「チュクド」や「ジュクド」です。

それは、とりもなおさず、竹斯が現地では筑紫と記述して「チクシ」と発音するように、「竹島」は現地では「チュクド」や「ジュクド」と発音されていることを示しています。この「竹島」を倭人が発音すれば、音読みの「チクトウ」になるのです。「チュクド」や「ジュクド」によく似た発音なのです。

目を閉じて聴いてみてください。韓国の現地音は、日本語の「チクトウ」の発音によく似ています。

倭國への行程における阿蘇山、竹斯、一支、

都斯麻の地名は、現在、阿蘇山、筑紫、壱岐、対馬と表記されます。そして現在も、「アソサン、チクシ、イキ、ツシマ」と音読みで発音されます。となれば、「竹島」も音読みで発音され、「チクトウ」と読まれていたと考えるのが正しいと思います。「竹島」を「たけしま」と読む明確な根拠はありません。『隋書』を編纂した唐の魏徵等をはじめとする唐人には、「竹島」を「たけしま」とは読まないでしょう。

実は、「竹島」を「たけしま」とは読まないことを示唆する地名が、『隋書』倭國伝の記事にあります。倭國伝への行程に「竹島」とともに出てくる地名の「都斯麻」です。「しま」の発音に「斯麻」を当てています。もし「竹島」を「たけしま」と読んだとするならば、「しま」には、「都斯麻」の「斯麻」を使って表記するのが自然でしょう。しかし、「斯麻」を使わずに「島」の字を使っています。このことは「島」を「しま」と読まないことを示しているのではないのでしょうか。

つまり、先に示したとおり、韓人は、「島」を *do* や *to* と発音し、倭人が発音するのであれば、「島」を *to*、すなわち、「トウ」と発音することを示しています。結論として「竹島」は「チクトウ」などの音読みで発音されたとするのが妥当だと思います。

表 4

倭國伝の地名	音読み	現在の地名
竹 斯	チクシ	筑紫
竹 島	チクトウ	竹島

論理の平等性の点から、竹斯の「竹」も竹島の「竹」も同じように読むこと、これが公平ではないのでしょうか。音読みの「チク」です。竹斯の「竹」を「チク」とするならば、直前に記述されている竹島の「竹」を「たけ」と読むのは恣意的です。

私は当該の竹島を「たけしま」と読む説はほとんど成立しないと思います。現地では「たけ

しま」ではなく、「チクトウ」に似た発音で読まれているという事実は厳として存在しています。

ところで、この論考において、現代の常用漢字を使って「竹島」として示してきましたが、倭國伝の原文には「竹島」とあります。「島」は『古事記』や『日本書紀』には使われていない「島」の本字です。したがって、この本字を使用した「竹島」は、とりもなおさず、唐人の漢語であり、つまり日本人の音読みにあたる「チクトウ」であり、朝鮮半島の現地における「チュクド」または「ジュクド」でありましょう。そのように結論づけます。

3 「舩羅國」「舩牟羅國」は済州島

(1) 『隋書』百濟伝

『隋書』百濟伝（以下、「百濟伝」という。）に記述されている舩牟羅國について、百濟から「南海行三月」と記述されていますので、舩牟羅國は相当南の方にあるとする考え方があります。

しかし、その記述をつぶさに読めば、舩牟羅國は済州島の可能性が高いように思われます。

其南海行三月有舩牟羅國 南北千餘里東西數百里 土多麋鹿附庸於百濟 百濟自西行三日至貊國千餘里云

（『隋書』百濟伝）

その南、海行三月に舩牟羅國があり、南辺、北辺が千余里、東辺、西辺が數百里、土地には麋鹿^{ノロジカ}多く、百濟に附庸す。百濟を西より行くこと三日、貊國に至るに千余里と云う。

舩牟羅國には麋鹿^{ノロジカ}が多いという記述があります。麋鹿は、ユーラシア大陸中高緯度の中国や朝鮮半島、済州島の草原に生息する小型の鹿です。今も済州島には、臀部が白く尾が短いノロジカが生息しています。

これに対して、ボルネオ島などマレーシアやインドネシアなどの南方の国々に生息する鹿は、立派な角をもつ大型のルサジカ、短い角と眼下腺が特徴の小型の鹿であるホエジカ、超小型のマレーマメジカであり、ノロジカは生息していません。つまり『隋書』百濟伝で記述される麋鹿の生息区域から考えると、舩牟羅國は、東南アジアの南方ではありません。済州島の可能性が

高いと考えられます。

なお、ノロジカは、ルサジカ、ホエジカ、マメジカなどとは、大きさや角の形など全く異なり簡単に見分けがつきます。そしてノロジカは中国本土にも生息していますので、中国人である百濟伝の編者は、ノロジカを判別できますから、百濟伝に麋鹿^{ノロジカ}と明確に記すことができたのだと思います。

「海行三月」に惑わされて、遠い南方の東南アジアにあると考えるのは、ノロジカの生息域に反しています。なお、「海行三月」に関しては後で詳述します。

ノロジカ



Wikipedia等より。（以下鹿の写真は同じ）

ルサジカ



ホエジカ



マメジカ



百済伝には、舩牟羅國の記述が、もう一カ所あります。

K 平陳之歳 有一戰船漂至海東舩牟羅國 其船得還經于百済 昌資送之甚厚 并遣使奉表賀平陳
(『隋書』百済伝)

陳平定の歳、一艘の戦船有り、海東の舩牟羅國に漂着し、其の船百済を経由し還るを得、昌資財を送りこれを甚だ厚遇し、併せて遣使を奉表し陳平定を祝賀す。

これは隋が南朝最後の王朝である陳を滅ぼし、中国を統一した際の話です。隋の戦船が海東の舩牟羅國に漂着し、その船が百済を経由して還

る内容です。百済を経由するわけですから、舩牟羅國は百済に近いところに位置していると考えられます。もし舩牟羅國がもっと遠く南方の島であるとすれば、漂着した戦船を、百済経由で中国本土に還すような危険を冒す意味がありません。直接中国本土に帰港させるほうが航路が短く安全ですから、わざわざ百済を経由させるのは無理があらうと思います。

これに対して、舩牟羅國が済州島であるとするならば、朝鮮半島の西側の海岸伝いに水行し、百済を経由して山東半島に渡る比較的に安全な航路となり、百済を経由する意味がよく理解できます。

また、黒潮は南から北へ流れているので、戦船が漂流して中国大陸近くから南方の島に漂着するというのは考えにくいですが、黒潮や対馬海流に乗って済州島に漂着するというのであれば北の方向に流れる海流の状況から十分に理解できます。

地図4 海東と海南



また、よくよく百済伝の記述を見れば、南方の国ではありえない決定的な記述があります。先に示したとおり、「隋の戦船が海東の舩牟羅國に漂着」とあります。舩牟羅國は隋より南方にある海南の島ではないことが明らかです。

舩牟羅國は隋の海東に在るのです。海南ではありません。この決定的な証拠に注目し正確に記述を理解すべきでしょう。

ノロジカの生息とともに戦船の帰航の経路、黒潮の海流方向、海東の位置の4つの点から舩

牟羅國を済州島であるとするのが私は適切であると思います。

(2) 『三国史記』新羅本紀の耽羅國

L 耽羅國主佐平徒冬音律【一作津】來降 耽羅自武德以來臣屬百濟故以佐平爲官號 至是降爲屬國 (『三国史記』新羅本紀)

耽羅國主、佐平（百濟の官名）の徒冬音律が來降す。耽羅は武德以來、百濟に臣屬す。故に佐平を官号と爲す。是に至り降って（新羅の）属国と爲す。

『三国史記』新羅本紀のこの文武王二年（662年）の記述によれば、耽羅國は、武德（618年～、唐の年号）以来、百濟に属していたとされます。それが百濟が滅びたため、百濟の属国を降りて新羅の属国になったことが示されています。百濟の属国から新羅の属国になったということは、耽羅國は、百濟からも新羅からも比較的近いところに位置していたと推測されます。遠く離れた國にとって属国になる必要もメリットもありませんので、この記述は百濟や新羅から遠く離れたところに耽羅國は存在しないことを支持すると思います。

(3) 『三国史記』百濟本紀の耽羅

M 王以耽羅不修貢賦親征至武珍州 耽羅聞之遣使乞罪 乃止 耽羅即耽牟羅

(『三国史記』百濟本紀)

百濟王、耽羅が貢賦を修めず、以て武珍州（現在の光州）に親征す。耽羅は之れを聞き、遣使罪を乞う。乃ち止む。耽羅は即ち耽牟羅なり。

耽羅と耽牟羅は字が異なるので、異なる所を指すという解釈がありますが、『三国史記』百濟本紀の記述には、「耽羅は即ち耽牟羅」であると明確な記述があり、これに従えば、耽羅と耽牟羅は、同一の所を指しています。

一方で、耽羅が耽牟羅と異なるという記述は、中国史書や朝鮮史書には全くありません。これら外国史書に忠実に従う限り、耽羅と耽牟羅は同じところ です。

ここで、「耽」は「たん」と読まれ、「舛」は「耽」の異体字とされますので、耽羅と舛羅は

同一であり、耽牟羅と舛牟羅も同一と考えてよいでしょう。

中国史書において、「舛」が「耽」や「耽」の異体字であることがよくわかるのは、次の記述です。

表 5

『隋書』東夷伝	〈百濟〉 平陳之歲有一戰船漂至海東舛牟羅國其南海行三月有舛牟羅國
	〈倭國〉 度百濟行至竹島南望舛羅國
『北史』列伝第八十二	〈百濟〉 平陳之歲戰船漂至海東耽牟羅國其南海行三月有耽牟羅國
	〈倭國〉 度百濟行至竹島南望耽羅國

『隋書』で「舛」が表記されているところが、『北史』では「耽」や「耽」の字が使用されています。同じ字を表すということです。異体字と考えて良いでしょう。

つまり、「耽羅は即ち耽牟羅なり」は、「舛羅は即ち舛牟羅なり」ということになります。したがって、『隋書』倭國伝の舛羅國と『隋書』百濟伝の舛牟羅國は同一の国を指していると考えられます。外国史書に従うかぎり、これが当然の帰結です。

以上のことから、まさに「耽羅」＝「耽牟羅」＝「舛羅」＝「舛牟羅」です。そして、それはこれまで述べてきたとおり、済州島です。

倭國伝では、竹島から南に舛羅國を望むとされます。「望」とは、はるかに隔てたところの遠くを見る、眺めやるという意味であり、竹島の辺りから見えるところに位置しなければなりません。この「望」の語句からも、倭國伝の舛羅國は、朝鮮半島に近い済州島であることが適切です。

(1)～(3)で述べたとおり、倭國伝の舛羅

國と百濟伝の舩牟羅國は、ともに済州島を指しています。

なお、中国史書に登場する済州島に関する表記は、表7のとおりです。

表6

区 分	史 書 名	表 記
中国史書	梁書	舩羅
	隋書	舩牟羅
	北史	舩牟羅、耽羅
	舊唐書	耽羅
	新唐書	儋羅
	元史	耽羅
日本史書等	入唐求法巡禮行記	耽羅
	日本書紀	耽羅

以上、倭國伝の舩羅國は済州島であると考えます。

なお、『三国史記』は信頼がおけない古文書であり、その内容をまったく信用におけるものではないと決めつけ、『三国史記』の「耽羅即舩牟羅」を否定する考え方がありますが、史料の信用性に疑問があるからといって、根拠なく全否定することはできないでしょう。

4 「達於海岸」

gの「又經十餘國達於海岸」について、なぜ海岸という一般名称が記述されているのかが問題です。

結論を言えば、倭國伝は、倭國の四面が海に囲まれているとの認識に立って、東側の状況を確認するため「又十餘國を経て海岸に達」するまで足を伸ばしたのだと私は思います。「海岸に達す」の記述は、倭國の境界が海までであるからであり、倭國の尽きるところを表しているのです。

「達於」の使われ方について検討するため、『隋

書』の全事例をあげます。

『隋書』において「達於」（「達干」を含む）の語句が使用されている全箇所は、次のとおり、17件あります。このうち「達於」や「達干」の次に場所を表す字句が続くと思われるものが、当該の⑬の「達於海岸」を除くと、⑭、⑮、⑯の3件です。①から⑬は主に庶人などで場所とは思われません。

- ① 正八品已下達於庶人
- ② 四品已下達於庶人
- ③ 八品已下達於庶人
- ④ 自左髀達干右口為下等（口は表示不能）
- ⑤ 八品達於庶人五乘
- ⑥ 其青傘碧裏達於士人不禁
- ⑦ 凡天子之氣皆多上達於天以王相日見
- ⑧ 軍營上有赤黃氣上達於天亦不可攻
- ⑨ 自天子達於庶人
- ⑩ 而深誠至德感達於穹壤和氣薰風充溢於宇宙
- ⑪ 士達於是復戰破之優詔褒顯
- ⑫ 政幼明敏博聞強記達於時政為當時所稱
- ⑬ 恭懿性沉深有局量達於從政
- ⑭ 自龍門東接長平汲郡抵臨清關 度河至浚儀襄城達於上洛以置關防
- ⑮ 仲文僅而獲免達於京師
- ⑯ 將興遼東之役自洛口開渠達於涿郡以通運漕
- ⑰ 又經十餘國達於海岸

⑭、⑮、⑯の3件について以下にその内容を示します。

⑭の上洛は上雒とも書き洛陽や長安を含む行政区を指します。「河を渡り浚儀、襄城に至り上洛に達し、以て關防（関所）を置く」という意味であり、上洛は地名です。

次に⑮は「京師に達する」の意ですから、京師は煬帝の都、すなわち洛陽の地名です。

次に⑯は「洛口より渠を開けて涿郡に達し以て運送す」の意であり涿郡は五胡十六国時代に都であったところであり地名です。

以上のとおり、⑭、⑮、⑯はいずれも固有名詞の地名と言うことになります。

これに対して⑰の「達於海岸」の語句は、中国史書の中で『隋書』と『北史』の倭國行路の記述のみに出現します。『北史』における倭國へ

の行程記事の関連部分は、『隋書』と全く同じであり、「達於海岸」の記述は、すべての中国史書の中で唯一の用例といってもいいでしょう。

したがって「達於海岸」の語句は、極めて特異な用例といえます。「達於海岸」は、⑭、⑮、⑯のような固有名詞に使われるのではなく、地形に使われています。「海岸」は、一般名称であるため、具体的な場所を特定できません。

そもそも「一支国」に至るにも「都斯馬国」に至るにも、「竹斯国」に至るにも、それぞれ海岸に達しています。では、なぜ、このような異例な語句が使用されたのかは、『隋書』倭國伝の全体を理解する必要があります。

倭國伝では、先述のとおり冒頭に位置や国の大きさなど、國の概況が簡潔に記されています。その冒頭のbに「各至於海」と記述されます。倭國は四面が海に至ると理解されています。中国大陸から見て倭國の北、西、南については、海であることが十分に認識されていたことでしょう。しかし、東については、倭人伝に「女王國東渡海千餘里復有國皆倭種」とあり海を渡った経緯があるものの、倭國の東海岸を確認した記述は、倭國伝以前の中国史書にありません。

倭國伝において、倭國の東の海岸に陸行によって到達することによって、あらためてここまでが倭國の範囲であると実地に確認したのではないかと私は思います。

そして、隋使は海岸に達して国境を確認したと報告したのだと思います。これが極めて特異な用例になった理由でしょう。

5 「自 α 以 β 」

「自竹斯國以東皆附庸於倭」の記述に関して、一般論として「自 α 以 β 」では α を含むのでしょうか含まないのでしょうか。

これに関しては、「東海の古代」102号（平成21年2月）、「東海の古代」103号（同年3月）において、それぞれ加藤勝美氏と林伸禧氏が、川村明氏の『九州王朝説批判』（<http://home.p07.itscom.net/strmdrf/kyusyu.htm>）を紹介されました。林氏は古田武彦氏と川村明氏の両

方の主張を紹介するとともに、『隋書』の「自 α 以 β 」の用法は、 α の基点を含む場合と含まない場合があるとされました。

この意見に私は全く同感です。

古田氏が『邪馬一国の証明』（角川文庫、1980年10月）で α の基点を含まない例としてあげられた次のイの例は、確かに α を含んでいない例であると思います。

ア 自夫人以下世有筋損。太祖建国、始命王后、其下五等。有夫人、有昭儀、有祜、有容華、有美人。文帝筋貴嬪、淑媛、脩容、順成、良人。明帝筋淑妃、昭華、脩儀、除順成官。太和中始復命夫人登其位於淑妃之上。（『魏志』后妃傳第五）

イ 自夫人以下爵。凡十二等。貴嬪、夫人、位次皇后爵無所視。淑妃、位視相國爵比諸侯王。淑媛、位視御史大夫爵比縣公。昭儀、比縣侯。昭華、比鄉侯。脩容、比亭侯。脩儀、比關内侯。婕妤、視中二千石。容華、視真二千石。美人、視比二千石。良人、千石。（『魏志』后妃傳第五）

アは、後宮の女たちの位について示したもので、イについては、その爵について記述されています。

アについては、古田氏も川村氏も「筋損」の意味がわかりにくいためか取り上げてはもらえませんが、私はこの記述を次のように読みます。

アは、夫人より以下は世にあつては加除がある。太祖建国の時には王后を始めその下に五つの位、「夫人、昭儀、祜、容華、美人」が有った。文帝の時には、「貴嬪、淑媛、脩容、順成、良人」が追加された。明帝の時には、「淑妃、昭華、脩儀」が追加され「順成」は除かれた。太和中には「夫人」を「淑妃」の上の位に登らせるよう復命した。

ということであり、時代によって位の加除がありますが、夫人は加除には関係しませんので夫人を含めず、位の加除があったと考えて良さそうです。つまり、アは「自 α 以 β 」の α である夫人を含まないと思われます。なお、文章内容からいって「筋損」は「加除」を意味すると思います。

次に、イについて、古田氏は、貴嬪と夫人は皇后に次ぐもので、「無爵の高位」であるから、

「自夫人以下」の夫人は「爵」には含まれないとされました。古田氏の主張どおりだと思います。夫人以下は（貴族に値する）爵の位であり、（位は）凡てで12あると記述されています。そして、いままでの経緯で加除されたものを整理し、現在の位の順番を羅列しています。ここで、古田氏は、貴嬪と夫人は皇后に次ぐもので、「無爵の高位」であるから、「自夫人以下」の夫人は「爵」には含まれないとされました。確かに、この二つの貴嬪と夫人の位は皇后の次の位であり、爵に視^{なぞら}える所にはありません。次の淑妃の位は相国に相当し、爵は諸侯王に相当し、その次の淑媛の位は御史大夫に相当し、爵は県公に相当するとありますので、爵に視^{なぞら}えています。

これに対して、川村氏は、貴嬪と夫人は「（男子の爵に）視^{なぞら}える（対応する）ものがないと言っているだけであって、「貴嬪、夫人、淑妃、淑媛、昭儀、昭華、脩容、脩儀、婕妤、容華、美人、良人」という12の爵が実際に列挙されているから、「自夫人以下」には夫人が含まれると主張されます。

私は、川村氏の12の爵が列挙されたという解釈は全くの誤りだと思います。12の位の誤りです。川村氏が最後に括弧書きで不思議であると自ら述べたところがポイントです。

（ちなみに「自貴嬪以下」と書かずに「自夫人以下」と書いてあるのは不思議であるが、これは「貴嬪」と「夫人」の位が対等で、かつ「夫人」の方が「貴嬪」より由緒が古いからではないかと思われる）。

（『九州王朝説批判』第2章－9「自竹斯国以東」の論証）

この括弧書きのように、川村氏の解釈ですと、川村氏自らが述べるように疑問が残ります。これは川村氏の解釈が間違っているからです。

川村氏の解釈のように、イの記述について「自 α 以 β 」の α を含むとして、貴嬪を含む12の位が全て爵であるとするならば、「自貴嬪以下爵」と記述されなければなりません。しかし、原文には、イにあるとおり「自夫人以下爵」と記述されています。

この間違いの原因は、最終的に貴嬪から良人まで後宮の12の位を整理して表したものであって、爵を列挙したものではないことにありま

す。本当は位について記述されているところを、川村氏は、爵のことが記述されていると間違えて解釈してしまい、川村氏は括弧書きで「不思議」と疑問を吐露したのです。

イの記述は、12の位のうち、順位一位の貴嬪と二位の夫人を除いて、それよりも未満の位が爵に相当する身分であるとし読みようがないのです。

したがって、この例は「自 α 以 β 」の α が含まれません。古田氏の主張どおりです。

一方、川村氏が「自 α 以 β 」の指示領域に α 自身が含まれるとしてあげられた次の例は、たしかに α 自身が含まれる例と考えます。

「自A以B」の指示領域にA自身が含まれるか否かを判定するには、もっと適当な例がある。一番わかりやすいのは『隋書』の次の例である。

i 皇帝之組綬、以蒼、以青、以朱、以黃、以白、以玄、以纁、以紅、以紫、以緌、以碧、以綠、十有二色。諸公九色、自黃以下。諸侯八色、自白以下。諸伯七色、自玄以下。諸子六色、自纁已下。諸男五色、自紅已下。三公之綬、如諸公。

（隋書志第六禮儀六）

皇帝の組綬（＝佩玉や官印を付けるための組紐）が順に12色列挙されている。そして、諸公の9色が「自黃以下」だということであるから、黄、白、玄、纁、紅、紫、緌、碧、緑と実際に数えてみれば明らかのように、黄を含まなければ9色にならない。次の「自白以下」の8色も、その次の「自玄以下」の7色も同様である（句読点の付け方が間違っている、などということはないので確認されたい）。

これは、他に解釈の余地がなく、明確に「自A以B」の指示領域にA自身が含まれる例である。このiの3例が存在することにより、少なくとも「自A以B」には、その指示対象にA自身が含まれる用法が存在する」ことがわかった。

（『九州王朝説批判』第2章－9「自竹斯国以東」の論証）

古田氏の主張に対する川村氏の批判には、間違った点がありましたが、以上の古田氏と川村氏のあげた例から、「自 α 以 β 」については、 α を含む場合と、含まない場合があることがわかります。

それでは倭國伝の場合、「自 α 以 β 」の指示領

域に竹斯國は含まれるのか含まれないのか、どうでしょうか。

h 自竹斯國以東皆附庸於倭 (再掲)

先述のとおり、倭は倭と基本的な状況は変わらず、竹斯國は倭の中心領域である博多湾岸と考えられますから、「中心領域である竹斯國を含んで以東は皆倭に附庸する」と解釈するより、「竹斯國を除いて、それ以東は皆倭に附庸する」と解釈した方が、基本的な状況に合致しています。もし竹斯國が属国であるとすれば、目的地に該当しそうな國は、ここには見あたらないことになってしまいます。ということは、竹斯國を属国であるとした想定では間違っているのです。竹斯國は倭の本国、宗主国と考えるべきでしょう。となれば、竹斯國は含まず、その東側にある国々が倭の附庸國ということになるでしょう。

このことについては、古田氏が『邪馬一國の証明』(307～310頁)で詳述されており、私も「竹斯國を除く東の國は倭に附庸する」と解釈する古田氏の考えに同感です。

6 「其國境東西五月行南北三月行」

倭國伝の冒頭にある「東西五月行南北三月行」の記述は、「其國境」とあるとおり、言うまでもありませんが、国境について述べていることに十分に注意する必要があります。「東西五月行南北三月行」は、倭國の国境を具体的に示した重要なキーポイントです。そして、続いて「各至於海」とあり、東西南北の各々が海に至ると記述されていることも重要です。これらのことをしっかり念頭に置く必要があります。この冒頭の記述をないがしろにしてはなりません。

(1) 其國境

先に掲げた倭國伝の次の解説について検討します。

(再掲) 倭國在百濟新羅東南水陸三千里於大海之中依山島而居魏時譯通中國三十餘國皆自稱王夷人不知里數但計以日其國境東西五月行南北三月行各至於海

(『隋書』倭國伝)

この記述の中で、其國境の「其」は、最初に記述された「倭國」であることについて誰も異論はないでしょう。そして「其國境」と記述されているのですから、倭國の国境です。国境であるからには、決して観念的なものではなく、物理的な境界を指しています。私には国境の大きさを淡々と「東西五月行南北三月行」であると記述しているように思われます。

倭國の国境を示しているということは、すなわち、倭國は一つの島ですから、この記述は九州島の大きさを示していると考えます。

ところが、「東西五月行南北三月行」について、それは支配領域と言うよりも「海東の天子菩薩の徳が行き渡っている範囲」であるとする考え方があります。

具体的には「筑紫を原点として東西は九州からアムール川の河口までの日本海を囲む交易圏。南北は筑紫から沖縄(琉球)までの東シナ海を囲む交易圏」であり、「東西・南北のクロスする所が九州」とするものです。

これに関しては、復刻版『失われた九州王朝』(ミネルヴァ書房、2010年2月)の「東西五月行南北三月行」の項で、古田武彦氏は、次の考えを示されています。

この「東西五月行」が「九州」だけにとどまるものではなく、四国から本州へとつながる日本列島の全体を指していることはいうまでもない。

・・・＜中略＞・・・

問題はつぎの「南北三月行」だ。ズバリ答えよう。これは、つぎの南北に縦貫する線をいっているのだ。

対馬ー壱岐ー九州ー種子・屋久ー奄美諸島ー(沖縄諸島)

「東西」の場合の「東端」が青森県までか、北海道までか。それともさらにその北や東北につらなる島々をもふくむか、それは明らかではない(一方、関東地方まで、ということもありうるかもしれぬ)。

(復刻版『失われた九州王朝』269頁)

こうした意見は、「其國境」の記述を無視した主張であると思います。「其國境」は、「海東の天子菩薩の徳が行き渡っている範囲」ではなく、国境です。

現代の感覚に従い「東西五月行南北三月行」の字面に惑わされておられるのではないかと思います。

います。

これは、後で詳述するとおり九州島の大きさを具体的に示したものです。

(2) 「東西」「南北」

現代では「東西」「南北」の記述方法は、「東から西まで」「南から北まで」というように解釈されます。したがって、一般的には、「東西五月行南北三月行」は、東から西までは五月行かかり、南から北までは三月行かかると言う内容であると解釈されています。言い換えれば、この「東西」や「南北」は「東から西まで」の長さ、「南から北まで」の長さであり、東西と南北の比率が5対3の横長の形をしていると捉えられていると思います。

しかし、現代の考え方ではなく、『隋書』における「東西」「南北」の語句の使い方がどうかを検証する必要があります。これを知るには、古田武彦氏が的確な方法論として、示されたように他の用例を全て調べることです。

『隋書』には『隋書』倭國伝の例を除いて、「東西」の記述が全部で59件あります。また、「東西」と重複している記述もありますが、「南北」の例が全部で90件あります。

この中で「東西」「南北」が国境を示し、かつ、その国境が明確な地形によって区切られている例は、『隋書』西域伝高昌の条（以下、「高昌伝」という。）の次の記述です。

N 高昌國者則漢車師前王庭也 去敦煌十三日行
其境東西三百里南北五百里 四面多大山

（『隋書』高昌伝）

高昌國は則ち漢の車師前王庭なり。敦煌を去ること十三日行。その境、東、西は三百里、南、北は五百里で四面の多くは大山なり。

車師前王國は、現在の中華人民共和国新疆ウイグル自治区トルファン地区に存在したオアシス都市国家で、その王都交河城は現在、交河故城として遺跡が残っており、タクラマカン砂漠の東北にあります。

この記述からすれば、南北朝時代から唐代にかけて存在した高昌國は、その漢代の車師前王の庭というのですから、いわゆる草地を指して

おり、周囲四面の多くが大山で区切られているトルファン盆地（吐魯番盆地）です。その形はたいへんわかりやすく、時代が移っても大きく地形が変動することはありません。このため『隋書』に記述された「東西」「南北」の表記方法を知るのに的確な例でしょう。

Nの「其境東西三百里南北五百里」は、これまでの学問では、東西の長さが300里で、南北の長さが500里の国境ということになります。言い換えれば、横が300里で縦が500里の縦長の区域をあらわしていることになりましょう。しかし、これは衛星写真や地形図を見れば明らかに間違いです。トルファン盆地は、横長の形です。

私は、「其境東西三百里南北五百里」の記述は、東辺と西辺が300里で、南辺と北辺が500里の国境を「方」であらわしているのだと思います。言い換えれば、縦が300里で横が500里の横長の区域をあらわしているのです。

現代と全く逆の表記方法にとまどい、ただちに理解することが困難であるかもしれませんが、忠実に記述に従い、トルファン盆地の実際の地形を見つめれば、冷静な結論は、私が主張することが的確であると理解していただけるでしょう。こうした認識をもとに、衛星写真や地形図と照らし合わせれば、横長の区域をあらわしていることは明白です。

トルファン盆地をYahooの地図で表示すると、次の地形図のとおりです。

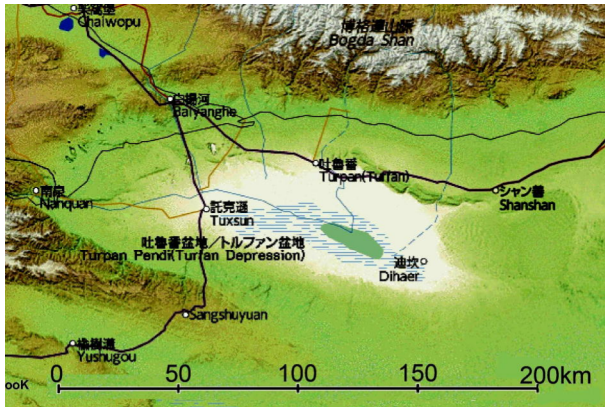
地図5 トルファン盆地



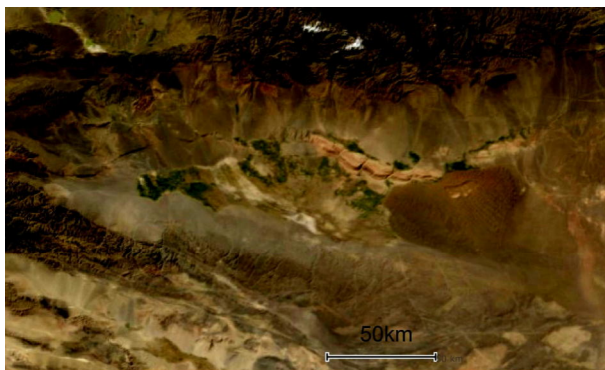
Yahooの地図を使用（以下、地図7まで同じ。）

上の地形図を拡大したものが下の地形図であり、白く見えるところを中心として山に囲まれたところがトルファン盆地です。すなわち高昌國であり、横長のエリアです。

地図6 トルファン盆地(地形図)



地図7 トルファン盆地(衛星写真)



衛星写真でも、はっきりと、トルファン盆地が横長の区域であることが分かります。北は博格達山脈 (Bogda Shan)、東と南は天山山地です。

等高線が入った地形図で見れば、より区域が明確です。

地図8 トルファン盆地(等高線入地形図)



このようにオアシスである高昌國は、横長の國であることが一目瞭然です。

したがって、高昌伝の「其境東西三百里南北五百里」は、私が主張する読み方、すなわち東辺、西辺の国境が300里、南辺、北辺の国境が500里である横長の区域と理解するのが正しいと考えます。

これが、後代になって『舊唐書』になると、同じ高昌の国境の記述方法が変わります。

○ 其高昌國境 東西八百里南北五百里

(『舊唐書』西戎伝高昌国)

その高昌の國境は、東西八百里で南北五百里。

高昌國は、隋代も唐代も位置も形もほぼ同じですので、国境はほとんど変わりません。しかしながら、この『舊唐書』西州中都督府(本高昌國)の記述は、高昌伝と全く異なります。

『舊唐書』の記述は、東西が800里で、南北が500里であると記述されています。これは現代の「東西」「南北」と同じ観念に基づく用法です。横が800里で、縦が500里の「方」で形状を表しているのです。

『舊唐書』の記述は、私が主張するように高昌伝の記述が、「東西」は「東辺、西辺」であり「南北」は「南辺、北辺」の意味であることを裏付けています。

さらに、私が主張する「東西」「南北」の概念が『魏志』韓伝にあります。

『魏志』韓伝に、その区域が海で区切られている記述があります。

P 韓在帶方之南東西以海爲限南與倭接方可四千里

(『魏志』韓伝)

韓は帶方の南に在り。東西は海をもって限りとなし、南は倭と接する。方四千里ばかり。

Pは、韓國の位置や大きさを示しています。

ここで重要なのは「東西以海爲限」です。東西、海を以て限りとなすと記述されています。明確な地形で区切られているので、「東西」の記述方法を理解するのに適した文例といえるでし

よう。この「東西」は「東から西まで」の間の長さを表しているのではありません。「東も西も」海を以て限りとなすという意味です。もう少し言葉を足して言えば、「東の境界も西の境界も」海を以て限りとすると記述されているのです。

N、O、Pの例を参考にすれば、倭国伝のbの「其國境東西五月行南北三月行各至於海」の「東西」は、「東の国境」と「西の国境」は五月行の月数がかかるという意味です。同様に「南北」については、「南の国境」と「北の国境」は三月行の月数がかかるという意味です。

要するに東の境界と西の境界の長さは、それぞれ五月行であり、南の境界と北の境界の長さは、それぞれ三月行であることを表現しているのです。すなわち、東西と南北の比率が3対5の縦長の形をしている区域を表しているのです。

これまで「東西」の語句を「東から西までの間の長さ」という現代の観念で理解されていた方にとっては、不審に思われるかもしれませんが、これらの例を知れば、「東西〇〇」は「東の国境や西の国境の長さ」を表現する記述方法であることが明確です。

なお、これに関連して古賀達也氏が「古田史学会報」11号（1995年12月）の『隋書』舩牟羅国記事についての試論”において同様の理解を述べられています。私が中国史書の事例から考察したのに対し、古賀氏は『新日本紀』の記述からの考察であり、アプローチは異なりますが、「東西」が「東辺、西辺」、「南北」が「南辺、北辺」であることを述べられています。関係部分を抜き出すと次のとおりです。

筑後の国の風土記に曰はく、上妻の縣。縣の南二里に筑紫君磐井の墓墳あり。高さ七丈、周り六十丈なり。墓田は、南北各六十丈、東西各四十丈なり。（『新日本紀』）

石人石馬で有名な磐井の墓、岩戸山古墳についての記事だ。ここでは墓の大きさを「南北各六十丈、東西各四十丈」と記されているが、南北間の距離が六十丈、東西間が四十丈という意味ではなく、墓の南辺と北辺が各六十丈、東辺と西辺が各四十丈という意味である。そう読みとらなければ現在の岩戸山古墳の形とは縦横の比率があわないのであ

る。

・・・(中略)・・・

この縣風土記の成立を古田武彦氏は六世紀とされたが、この時期の倭国には地形表記として東辺西辺と北辺南辺を、「東西各何丈、南北各何丈」とする表記方法が存在したことがわかる。とすると先の舩牟羅国の場合も倭国と同様の表記方法で述べられた、あるいは記されたものが、中国側の史官が自国の表記方法（東西間の距離、南北間の距離）と同じと誤解し、縦横逆の表記となったのではあるまいか。なぜなら、舩牟羅国への距離が海行三月と記されていることなどから、隋の使者は舩牟羅国へは行っておらず、百済側の情報に基づいて舩牟羅国記事を書いたと考えざるを得ないからだ。

こうした理解が正しければ、倭国伝の国境記事「東西五月行、南北三月行」の読解にも同様の影響を及ぼす可能性があるのだが、稿を改めて論じたい。（「古田史学会報」11号、7頁）

このように、古賀氏は、「東辺、西辺」「南辺、北辺」の意味を「東西」「南北」と記述する現代の表記方法と異なる縦横逆の表記方法について言及され、百済伝に記述される舩牟羅国の大きさや、倭国伝の国境記事「東西五月行、南北三月行」の読解にも同様の影響を及ぼす可能性があるとし唆されておられます。

地図9 岩戸山古墳



googleマップより

(3) 舩牟羅國の「東西」「南北」

『隋書』百済伝の舩牟羅国の記事は、「東西」、「南北」について、ずばり距離で表現されてい

ます。

Q 其南海行三月有舛牟羅國**南北千餘里東西數百里**
(『隋書』百濟伝)

その南、海行三月に舛牟羅國あり、南北（の境界の長さ）千余里、東西（の境界の長さ）數百里。

先に舛牟羅國は濟州島であることを私は示しました。

これは、私が示した「南北」「東西」の概念に従えば、「南の境界」と「北の境界」が千余里で、「東の境界」と「西の境界」が數百里であることを表現しています。横長の島を表しているのです。具体的に数値で示せば、「余」は4程度が一般的と考えられますので、南と北の境界は魏・西晋朝短里の76m×1000～1400里として76～106km程度、東と西の境界は同じく短里76m×400里として、約30kmということになります。

地図10 濟州島



韓国コネスト地図を加工

この濟州島を地図で見れば、横長の地形の島です。決して縦長の島ではありません。現代の表記方法と異なる縦横逆の表記方法が使われているのです。

実際の島の大きさは横80km×縦30km程度であり、おおむね百濟伝に記述された内容に合致していると考えてよいと思います。

あわせて、古田氏が主張される魏・西晋朝短里が、ここに使用されていることが確認できます。

つまり、『隋書』百濟伝の「南北」というのは、

南から北までの間が千余里の距離であるではなく、南の境界と北の境界の距離がそれぞれ千余里であるということを意味していることになります。同様に「東西」も東から西までの距離が數百里ではなく、東の境界、西の境界がそれぞれ數百里であることを表現しているのです。

以上のことから、「東西」や「南北」について、『隋書』では、「東西」は「東辺や西辺の境界の長さ」、「南北」は「南辺や北辺の境界の長さ」を意味すると理解するのが正しいと私は思います。

なお、このほかに『隋書』百濟伝に「其國東西四百五十里、南北九百餘里」の例がありますが、明確な地形地物で区切られていないので、ここでは取り上げません。

(4) 海行三月

R 其南海行三月有舛牟羅國 南北千餘里東西數百里 土多麋鹿附庸於百濟 百濟自西行三日至貊國千餘里云
(『隋書』百濟伝)

その南、海行三月に舛牟羅國あり、南北（の境界の長さ）千余里、東西（の境界の長さ）數百里。

土地には麋鹿多く、百濟に従属す。百濟を西より行くこと三日、貊國に至るに千余里と云う。

『隋書』百濟伝で記述される舛牟羅國は、「其南海行三月」と記述されていますから、舛牟羅國は、百濟から相当南の方にあるとする考え方があります。これは「南海行三月」を直感的に“遠い”と捉えた現代人のイメージであると思います。

『隋書』百濟伝の舛牟羅國に関する記事だけを取り上げて、三ヶ月かかるので百濟から遠方にある南方の国と単純に考えるのはいかがなものでしょうか。他の中国史書などで用例を確認すべきだと思います。

常識と考えられてきたことが本当に正しいのか、文献に照らし合わせ、再度検討すべきです。

というのも百濟から舛牟羅國までかかる時間を『隋書』百濟伝では、たしかに「海行三月」とであると記述されます。しかし、『唐會要』耽羅伝には、耽羅から百濟まで、次のように「五日行」ばかりとあります。耽羅と舛牟羅が同じ国

であることは、先に詳述しているとおりです
で、同じ地点間の距離を、一方は「海行三月」、
他方は「可五日行」と記述されています。

S 耽羅在新羅武州海上居山島上周迴並接於海北
去百濟可**五日行** (『唐會要』耽羅伝)

耽羅は新羅武州の海上、山島上にあり。周りを廻るに並めて海に接す。北に去ること百済まで五日行ばかりなり。

『唐會要』は、636年編纂の『隋書』列伝より、かなり新しく961年に完成したものです。百済から耽羅（済州島）までを「可五日行」とする記述は「海行三月」より現在の常識や感覚に近いように思われます。だからといって『隋書』百済伝の記述が誇大であると考えたり、間違っていると安易に修正してはなりません。

常識や感覚に囚われるのではなく『隋書』百済伝の記述そのものを注視することが大切です。この点に特段の注意が必要です。勝手な想像は禁物です。

つまり『隋書』百済伝の「海行三月」と同じ地点間、百済と舂牟羅國（耽羅）の長さについて、『唐會要』耽羅伝では「五日行」ばかりとされているのです。

百済から舂牟羅國までの「海行三月」を正しい月数、すなわち海に行くこと三ヶ月と理解するならば、『唐會要』耽羅伝の「可五日行」が間違いであり、また、『唐會要』耽羅伝の「可五日行」を正しいとするならば、『隋書』百済伝の「海行三月」は間違いであるというように考えてしまいがちです。また、どちらか一方だけを信頼できると採用したり、また、ともにいい加減な記述であると主張される方もいるでしょう。

私は、こうした考え方に反対です。

倭人からの伝聞を重視した結果かもしれないし、水上の距離を正確に測ることができなかったので里数を書かずに月数や日数で表現したということもありましょう。しかしながら、中国史書の事例を調べると、次のとおり水上の距離であっても、里数で記述されている例が有り、水上の距離がわからなかったとは、一概には言えない面もあると思います。

T 又南郡去州**海行千有余里**

(『晋書』陶璜伝)

U 自東萊出石經襲和龍**海行四百余里**

(『晋書』陶璜伝)

V 南夷林邑国在交州南**海行三千里**

(『南齊書』林邑伝)

W 其水路自安南府南**海行三千餘里**至林邑

(『舊唐書』地理志)

私は、『隋書』百済伝の「海行三月」も、『唐會要』耽羅伝の「可五日行」も、誤った記述ではないと考えます。

私は、その地点に行くまでに実際にかかったり想定されうる月数や日数が表現されているのだと考えます。

次に、条件によって同じ距離の月日数が大きく変わる『魏略』西戎伝の事例を示します。

X 在安息条支西大海之西 從安息界安谷城乗船直截海西 遇風利二月到風遲或一歲 無風或三歲其国在海西 (『魏略』西戎伝)

安息、条支の西にある大海の西に（大秦国）あり。安息の境界に従いて行き安谷城で乗船し海西に直截す。風利に遇えば二月、風遅ければ或いは一歳、風無ければ或いは三歳で到り。

安息はパルティア、現在のトルクメニスタンで、条支はシリアとされ、その安谷城、現在のシリアのアンタキヤから地中海を西へ進み大秦國へ行く行程についての記事です。大秦國とは、ローマ帝国を指すとされます。

地図 1 1



yahoo地図より

大秦國は安息と条支の西にある大海の西にあるとされ、当時のローマ帝国の首都は、現在のミラノとされますので、この航海はアンタキアからミラノ辺りを目指していると思われます。

大秦國に派遣された甘英は、安息を経て条支まで行きましたが、大海である地中海の航海がたいへん困難であると聞いて引き返したとされます。

この『魏略』西戎伝の記述で重要なのは、安谷城から大秦國へ大海を航海するのに、風向きが良ければ二ヶ月で行けるところが、風の状況によっては一年さらには風がなければ三年かかるとされるところです。つまり二ヶ月で行けるかもしれないが、場合によっては三年かかるかもしれないとされる点です。3年は36ヶ月ですから36ヶ月／2ヶ月で18倍ですので、風の状況によっては18倍もの時間がかかることになります。

『隋書』百済伝の「海行三月」と『唐會要』耽羅伝の「可五日行」の場合は、3ヶ月を90日とすれば、90日／5日で、やはり18倍となります。『魏略』西戎伝の18倍もの違いが生ずる事例は、この百済と済州島にかかる時間の違いが、決してあり得ないことではないことを示しています。

百済から済州島に行くには海流に逆らうことになり時間がかかることが想定されますし、逆に済州島から百済へは海流に乗っていけることから速く到着できると思われます。『魏略』西戎伝では風の向きにより18倍の違い生ずるとの記述ですが、『隋書』百済伝と『唐會要』耽羅伝の記述の違いは、海流の向きを考えると理解できると思います。

『隋書』百済伝の「海行三月」と『唐會要』耽羅伝の「可五日行」のどちらかが間違いであると切り捨てるのは、中国史書に記述された内容を理解しようとしないう現代人のエゴではないでしょうか。

「南海行三月」の記述だけを信頼して、舛牟羅國は、百済から遠く離れた南方の国とする考え方には、問題があることを指摘します。

(5) 『隋書』百済伝における三月の距離

『隋書』百済伝の記述に、「其南海行三月有耽

牟羅國」とあります。すなわち百済から済州島まで「海行三月」と記述されています。

しかしながら、百済から済州島までを三月行の距離とするのはあり得ないという意見が一般的のように思います。というのも三月行は三ヶ月かかる距離だから、こんなに短い距離であるはずがないという理由です。しかし、私は書かれたことをまず先入観なくありのままに受け取らなければならないと思います。当時はこの距離を的確に表記したと考えます。そしてその「海行三月」が倭の南辺、北辺と同じ距離「三月行」であることを同じ『隋書』にある倭国伝で記述されているのですから、これは重視すべきであると認めなければならないでしょう。

『隋書』百済伝に百済から済州島まで「海行三月」だと記述されている長さを具体的に推測します。

もともと百済の首都は漢城ハンソンそして熊津ユウシンにありましたが、538年に都を熊津から泗沘サピ（現・忠清南道扶余郡）へ南遷しましたので、この百済伝の記述にある都は泗沘です。ここから済州島までが海行三月です。

泗沘サピから済州島チェジュドまでの直線距離は300キロメートル程度ですが、海行三月と記述されますので、航路です。そこで海行三月を群山飛鷹港クンサンビウンから済州港チェジュまでの航路で代用すると320キロメートルであり、これが海行三月の距離とほぼ合致しているものと考えられます。

(6) 「東西五月行南北三月行」は九州島

一方、九州島の縦横の距離はどのように測るのが適切であるのかわかりませんが、出発地と目的地を指定すると最適な経路を探索して実際にかかる距離などを表示するNAVITIME (<http://www.navitime.co.jp/>) を利用して調べることとしました。このNAVITIMEは電車や自動車が出かける際にあらかじめどのルートでどの程度の時間がかかるか調べるのによく利用されているWEB上の総合ナビゲーションサービスです。

「南北三月行」を九州の最東端から最西端までの横断距離と同等として、九州最東端の地である鶴御崎と九州最西端の地である佐世保市神崎鼻を入力して、その距離を調べると、車で一

般道を通行する条件で320キロメートルでした。ということは、「南北三月行」を九州の横断距離にあてた場合、「海行三月」の320キロメートルにぴったり一致するということです。「南北三月行」は九州の横断距離すなわち「南辺、北辺」の距離によく合っていると考えてよいでしょう。

また、「東西五月行」については、九州最北端の妙見崎の遠見ヶ鼻と最南端の佐多岬の距離と同等として、同様にNAVITIMEで調べると、車で一般道を通行する条件で440キロメートルでした。「五月行」は「三月行」の5/3に比例するとして計算すれば、 $320 \times 5 / 3 = 530$ キロメートル程度と想定されます。NAVITIMEによる九州の縦断距離440キロメートルは、この530キロメートルの83パーセントの長さにあたり、その差は2割以内であるので、おおむね合致しているといえましょう。

総じて、縦、横の長さが九州島によく合っている状況から考えると、『隋書』倭国伝の国境記事であるbの「其國境東西五月行南北三月行」は、九州島の大きさを表現したものと考えて間違いないと私は思います。

地図 1 2



※yahoo地図を利用して作成

bの記事は、国境を説明した記事であって、決して「九州からアムール川の河口まで」や「筑

紫から沖縄（琉球）まで」といった国境とは異なる広大な範囲を示していません。

私は、九州の縦長の形が、「東西五月行南北三月行」すなわち縦が五月行で横が三月行の縦長の「方」で、倭国の大きさを表しており、九州島の大きさにほぼ合致しているように思います。

百済伝における百済から済州島までの月数「海行三月」は、同じ『隋書』にある倭国伝の倭国の南辺、北辺の境界の月数「南北三月行」と全く同じ距離を示しています。倭国伝の三月行は、百済から済州島までの距離と同じ距離なのです。

(7) 倭國が九州であることの追認記事

『舊唐書』倭国伝には、倭国の境界が九州島の海岸であったことを追認する記述があります。

Y 倭國者古倭奴國也 去京師一萬四千里在新羅東南大海中依山島而居 東西五月行南北三月行世與中國通 其國居無城郭 以木爲柵以草爲屋 四面小島五十餘國皆附屬焉 (『舊唐書』倭国伝)

Yの「四面小島五十餘國皆附屬焉」の記述は、これまで九州本島のみを倭国の範囲とされていたものが、九州の周りにある小島五十餘國に附屬が拡大されてきたことを示した記述であると思います。『舊唐書』の記述は、倭とその属国の領土が九州島であったことを裏付けると思います。

従って、『隋書』倭国伝の「東西五月行南北三月行」は、縦に五月行で横に三月行の九州の大きさを表しており、倭国は九州島であると隋は認識していたとするのが適切であると考えられるものです。

Ⅲ 「日本の生きた歴史」＜十二＞における 古田氏の主張に対する私の考え

I、IIで示してきたことを基本にして、古田氏が「日本の生きた歴史」＜十二＞第二「石田疑問」論（『古代史の十字路－万葉批判－』*1、367～378頁）において、批判された内容について吟味します。

1 古田氏の再々批判の主旨

古田氏は、次のように記述されています。

わたしが右の実情を記した目的は、一つ。現在の韓国の（西側の）大半は「百済」に属していた。この「全体」像の描写のためです。

となると、今問題の「竹島」は「百済国伝内の竹島」なのか、それとも「倭国伝内の竹島」なのか。そういう問いを“平等に”発せざるをえません。

とすると、ここは「百済国伝内」ではなく「倭国伝」の中なのですから、当然「竹島」も、「倭国伝内の竹島」なのです。（『古代史の十字路』368・369頁）

古田氏が主張されている主旨は次のとおり整理できると思います。

- (1) 朝鮮半島の西側の大半は百済領であったが、当該の「竹島」は、『隋書』倭国伝に記述されており倭国領である。
- (2) 石田が示した朝鮮半島の南西部に位置する「竹島」は、百済領内にあって倭国領以外であるから、当該の「竹島」は、『隋書』倭国伝の「竹島」ではありえない。

いっけん尤もな意見に思われますが、認識に誤りがあると思います。

古田氏は、倭国伝に記述された「竹島」は、倭国領であるという認識のもとに、当該の「竹島」が、百済領であった朝鮮半島に存在することはありえないということを述べておられます。

しかし、「倭国伝内の竹島」と「倭国領内の竹島」とは違います。また、逆に「百済国伝内の竹島」と「百済国領内の竹島」も違います。倭国伝に記述された地名は、必ずしも、倭国領の地名ではありません。

倭国伝には、倭国の地名しか記述されていないはずであるから、朝鮮半島南西部に「竹島」が位置するのであれば、そこは百済領であるから、倭国伝の「竹島」に該当しないのではないかというご意見です。これは倭国伝の行路記事を精読されていないところに起因する主張であると思います。倭国伝における行路記事には、eのとおり、「竹島」などとともに地名として百済が記述されています。

e 度百済行至竹島南望羅國經都斯麻國迴在大海中 （再掲）

倭国伝に登場する地名は、倭国領であるという論法でいえば、倭国伝に登場する百済でさえも、倭国領であるということになってしまいます。

百済は間違いなく百済領であって倭国領ではありませんから、明らかに論理が破綻しています。したがって、倭国伝に記述されている「竹島」だからといって、倭国領内にある「竹島」とはいえませんが。

また、先述のとおり、赤土国伝では、その界に達するまでに、東南泊陵伽鉢拔多洲や狼牙須國などの地名が記述されています。これらは赤土国伝にあります。赤土国に入る前の地名ですから、当然、赤土国領の地名ではありません。つまり赤土国伝に記述されている地名だからといって、赤土国領内にある地名とはいえませんが。

古田氏の記述には、「倭国伝内の竹島」と「倭

*1 『古代史の十字路』：古田武彦古代史コレクション1 2 『古代史の十字路－万葉批判－』、2012（平成24）年6月、ミネルヴァ書房。初版（2001〈平成13〉年4月、東洋書林）に「日本の生きた歴史〈十二〉」等を新たに加えたものである。

國領内の竹島」を混同されておられます。当該の「竹島」が「倭國伝内に記述された竹島」であることは当たり前です。いうまでもありません。

しかし、先に示したとおり、「倭國伝に記述された竹島」が「倭國領内に存在する竹島」とイコールではありません。倭國伝には倭國の地名のみが記述されていると考えておられるのであれば、認識の誤りと思われる。

具体的に、『隋書』百濟伝には、領有地の状況がどのように記述されているかを確認します。

関連部分を抜粋します。

(k1) 其國東西四百五十里南北九百餘里南接新羅
北拒高麗

(k2) 其人雜有新羅高麗倭等亦有中國人

(k1)に百濟の國の大きさが示され、そして「南接新羅」とあるとおり、百濟はその南を新羅と接しています。南は海を以て限りとなすとは記述されていませんので、朝鮮半島南西部を含む海まで領地が達していたのかは明確ではありません。また、北は高麗^{こは}を拒み対峙しています。

(k2)では、百濟には新羅、高麗、倭、中国などの雑多な人がいるとされます。この倭は倭國を含む倭人のことでしょう。

次に、『隋書』新羅伝には、どのように記述されているか確認します。関連部分を抜粋します。

(s1) 新羅國在高麗東南居漢時樂浪之地

(s2) 故其人雜有華夏高麗百濟之屬兼有沃沮不耐
韓獫之地

(s3) 新羅地多山險雖與百濟構隙百濟亦不能圖之

(s1)では、新羅國は高麗の東南にあり、新羅は、漢代には樂浪の地にあったとされます。

また、(s2)においては、新羅には華夏、高麗の人が混じっているようですが、百濟伝とは違い倭人はいないようです。新羅は百濟の属国であって沃沮、不耐、韓、獫の地を兼ねているということです。

そして、(s3)では、新羅の地は険しい山が多く、百濟に隙をみせても百濟は入り込めないとされます。険しい山が百濟の進入を阻止しているということでしょう。

百濟の南は、新羅と接しており、その新羅の地である、朝鮮半島の南部には険しい山があるということになります。

確かに朝鮮半島南部には智異山（1908m）を始め、徳裕山（1614m）、白雲山（1228m）、無頭山（1187m）、文福山（1014m）などの山々が連なり、この記述を裏付けます。

以上の『隋書』新羅伝の記述からは、朝鮮半島の南部は新羅領でその新羅は百濟の属国という関係にあるようです。しかも、新羅の地は、沃沮、不耐、韓、獫の地でもあったようですので、朝鮮半島南西部に倭國領が入り込む余地はないようです。一方で、当該の竹島の地域は、後述するとおり、『日本書紀』の任那に関する記述から、任那を百濟へ四縣割讓する以前には、倭國領であったと思われます。いずれにしても『隋書』新羅伝や倭國伝を記述した時代には、すでに倭國領ではなかったと考えた方がよさそうです。

しかしながら、倭國伝には、朝鮮半島における倭國領の存在の有無について明確な記述がありません。したがって、私が示した竹島は、倭國領内にあるとか百濟領内にあるとか、断定するのは早計であり、的確ではありません。

いま、問題であるのは、百濟領か倭國領かではなく、当該の竹島がどこの場所に位置するかです。それが根本の命題です。

当該の竹島は、倭國伝に、その地名が記述されているので、倭國領のはずだと想像して、百濟領内にあってはおかしいとするところから思考をスタートしてはならないと思います。

当該の竹島の位置を明確にした上で、次にそれがどこの領有になるかを推測するのではないかと思います。また、当該の竹島がどこの領有地であったとしても、倭國への行程の問題になることはありません。

したがって、繰り返しになりますが、私が示した当該の「竹島」について、それがどこの領有地であるかは二の次です。隋の使者はどの行路を移動したか、その行路を倭國伝の記述により確認し、その行路の途次に竹島の地名を確認することが大切であると思います。

2 隋使の行路

古田武彦氏は、「日本の生きた歴史」〈十二〉において、次のように示されました。

石田氏の指摘して下さった、『邪馬一国の証明』（角川文庫、一九八〇年刊）の一文（二九八ページ）は、今問題の「竹島」を主題としたものではありません。

中国（隋朝）側の船が“釜山に立ち寄っていない”（五行目）の一部です。ここでは、わたしは「従來說」そして「一般説」に従って書いていたのですが、今のわたしの「目」から見れば、明白に“まちがい”という他はありません。（『古代史の十字路』369頁）

しかし、私は、古田氏が『邪馬一国の証明』において、記述された次の考えが適切であると考えています。

ともあれ、「南に鮮羅國を望む」位置から、いきなり、「都斯麻國を経」となるのだから、先に述べた通りの、朝鮮半島南岸部西辺から、対馬海流を東南に横断して対馬西岸部に到着するルートだ。

（『邪馬一国の証明』296頁）

この倭國伝に記述された行路記事について、図示すれば、地図13（『隋書』倭國伝の倭國への行路）のとおりです。

地図13 『隋書』倭國伝の倭國への行路



韓国コネスト地図を利用

ところで、「達於海岸」について、竹斯國から陸行の文字がないことを根拠に、近畿の難波津の海岸に達したとする考え方があります。しか

し、これでは全行程が水行になってしまいます。倭國伝の冒頭に、倭國への行路は、「水陸三千里」、水行と陸行の両方があると明記されています。近畿の難波津説は、この倭國伝の冒頭の記述を無視し、行程記事の一部分だけを取り上げて推測した考え方であり、私は真っ先に否定されると思います。行路には陸行がありますから、百済から水行し九州の竹斯に到着した段階で上陸し、陸行したと考えるのが素直ではないでしょうか。

倭國伝の冒頭に「各至於海」とあります。倭國の東が海であることを実地に確認するために、九州の東海岸の国境まで達したのだと思います。そこではじめて「達於海岸」と記したのであって、一般名称の「海岸」を記述した意味があるように思います。この「海岸」には特別の意味があるから、「海岸」と示したわけです。

なお、『魏志』倭人伝においては、都斯麻國や一支國へは水行ですが、末廬國以降は陸行です。つまり、『魏志』倭人伝では、九州島に着いてからは陸行です。都の位置は変わらないのですから倭國伝においても九州島に着いてからは陸行と考えるのが、自然な行路です。

また、近畿の難波津の海岸に達したとする主張の根拠の一つには、方角が東から転じた記述がないことにあり、秦王國は、豊前か長門・周防辺りで、十余國は瀬戸内海の島を含む国々に想定されます。難波津の都に行くまで、瀬戸内海を東進する海上ルートが続いているとする主張です。しかし、この主張は、倭國伝の冒頭の記述を踏まえれば全く想定できるものではありません。

倭國伝の冒頭に、

b 其國境東西五月行南北三月行各至於海(再掲)とあるとおり、国境は東西南北が海に至ります。九州島を示しています。九州島から外に倭國の都が在るはずもありません。先述したとおり、秦王國始め十余國は倭の属国です。ですから、竹斯國より東には、都は絶対に存在しません。属国に都が存在するわけがないこと、この点をしっかり認識すべきです。したがって、瀬戸内海の国々であろうが難波であろうが、都は存在しません。この大枠の概念を認識する必要があります。こうした大枠を認識しないため、

様々な意見が生まれてしまうのです。

なお、古田氏は、「達於海岸」について九州島の東海岸に達したとの考えであり、私はこれに賛同します。

3 「竹島」の読みについて

石田氏は一つの「設問」を投じておられます。この「竹島」をどう訓むか、というテーマです。

ですが、この「回答」は容易です。「百済国内の竹島」は「韓国語読み」で読み、「倭國伝内の竹島」は「日本語読み」をする。当然のことです。

『倭弥呼』(日本評伝選)で評論しましたように、三世紀の魏志倭人伝の時代ですら、すでに倭人は「音訓両用」の漢字を用い、それが魏朝の明帝の詔書の中にもくりかえし表記されていました。

五世紀初頭(四一五年)成立の高句麗好太王碑には「任那加羅」という「日本語による表記」が文中に“採用”されていました。

まして七世紀初頭成立の隋書に「日本語訓みの漢字」としての「竹島(タケシマ)」が出現していても、何一つ不思議はないではありませんか。

(『古代史の十字路』371・372頁)

古田氏は、「百済国内の竹島」は「韓国語読み」で読み、「倭國伝内の竹島」は「日本語読み」をすることが当然とされます。私は、これについては全く疑問です。竹斯は現地の読みに忠実です。百済国内であろうと倭國伝内であろうと倭國伝の行路記事は、現地の読みを忠実に表記されているのではないのでしょうか。

しかし、古田氏は、竹島を「たけしま」と読まれました。竹島が倭國領にある竹島であるとの考えからです。その一方で、古田氏は、三世紀でも倭人は「音訓両用」だと説明されています。

古田氏が述べられたとおり、倭人が「音訓両用」であれば、訓読みだけが日本語読みではなく、音読みも日本語読みですから、「たけしま」と読むことに限定するのはいかなるものでしょう。日本語の訓読み「たけしま」の可能性があると同時に、音読みの「チクトウ」の可能性があるとすべきではないのでしょうか。

私は、Ⅱの2で詳述したとおり、竹斯と同じく、竹島は現地の読みに忠実であるはずだと思います。

現地では「チクトウ」の発音に近い読みで読まれています。したがって、現地の読みが忠実に表記されたと思われる地名、竹島は、「チュクド」や「ジュクド」と読むのが妥当だと思います。

4 『日本書紀』との関連

逸年号の専門家である林伸禧氏に示唆いただいた『日本書紀』と「竹島」との関連です。

隋代以前の朝鮮半島南西部には、倭國領があったのではないかと指摘です。

継体紀の継体六年(512年)冬十二月に次のとおりあります。

乙 冬十二月百済遣使貢調 別表請任那國上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁四縣 哆唎國守穗積臣押山奏曰 此四縣近連百済遠隔日本 旦暮易通鷄犬難別 今賜百済合爲同國 固存之策無以過此
(日本古典文学大系『日本書紀』下、27頁)

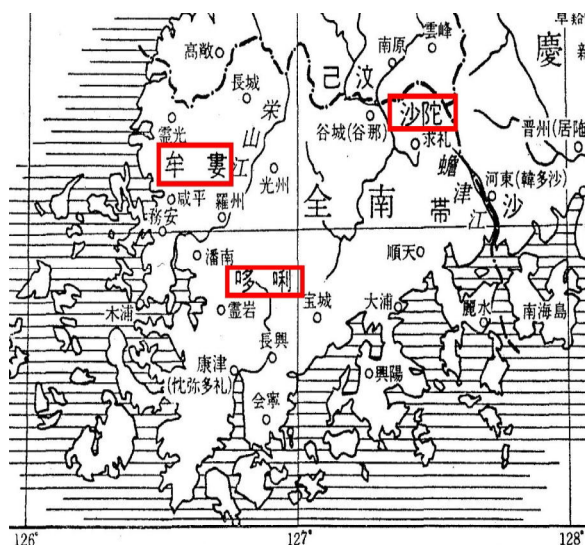
冬十二月、百済、使を遣して調貢す。別に任那國の上哆唎、下哆唎、娑陀、牟婁、四縣を表請す。哆唎國守穗積臣押山奏して曰く「此の四縣は、百済に近く連り、日本に遠く隔てる。旦暮に通ひ易くして鷄犬別き難し。今百済に賜はりて、合せて同じ國と為せば固く存す。以て此に過ぐる策無し。……」

この上哆唎、下哆唎、娑陀、牟婁は、地図14を参考にすれば、現在の全羅南道の辺りに相当すると考えられます。とすると、私が見つけた「竹島」の地域と重なります。

継体紀の記述が正しいとすれば、六世紀のことです。この全羅南道の辺りは、倭國伝の隋使が倭國に來た時期以前に、すでに任那國から百済領に変わっていたということです。倭國伝の時代にはすでに倭國領の任那はなかったということです。そこには倭人が多く住んでいたと思われるかもしれませんが、もし、倭人が、その地を呼ぶのであれば、任那でしょう。

しかし、倭国領ではありません。百済領です。百済領になってまで、任那と呼ぶとは考えられませんから、倭国領であった任那の地域が百済領に変わった時点から「竹島」と呼ばれるようになった可能性が高いと思われます。それは、すなわち「チュクト」又は「ジュクド」です。この地が百済領に変わった時点で、「竹島」と呼ばれるようになったと考え、現在でも、そのあたりに多くの竹島の地名が残っていることがよく理解できるように思います。

地図 1 4



日本古典文学大系『日本書紀』下、巻末の地図を利用

地図 1 5



(株) 国際航業の広報誌「文化遺産の世界」
Vol. 21、特集前方後円墳による

そして、そこには、地図 1 5 のとおり、多くの方円墳（いわゆる前方後円墳）が存在していることから、この辺りは、倭人の影響が大きかった地域であったといえるでしょう。

これらの方円墳の築造時期は、5～6世紀とされますので、継体紀の記述を裏付けられると思います。

5 「舩牟羅國」について

γ 其南海行三月有舩牟羅國 南北千餘里東西數百里 土多麋鹿附庸於百濟 (『隋書』百済伝)

舩牟羅國について、古田氏は次のとおり記述されます。

「其の南海、行くこと三月、舩牟羅國有り。南北、千余里。東西數百里。土に麋鹿多し。百済に附庸す。」

これは距離(月数)や面積(里程)から見ると、今のボルネオ島ではないかと思いますが、この巨大な島が百済の「属国」とされているのです。

(『古代史の十字路』370・371頁)

ここでは、舩牟羅國までの距離や面積について言及されていないので、よく分かりませんが、私は、これまでに述べてきたとおり、舩牟羅國は済州島であると思います。

6 「貊國」について

先に示した『隋書』百済伝では 貊國について次のように記述されています。

δ 百濟自西行三日 至貊國千餘里云

(『隋書』百済伝)

百済を西より行くこと三日、貊國に到るに千余里という。

このδの記述に関して、古田氏は次のように述べられます。

「百済、西より行くこと、三日、貊國に至ると云う。」
石田氏の指摘された「竹島灯台」は、あるいはこの

「**貉国**」内かもしれません。少なくとも「**百济国内**」であること、万に一つも疑いがないのではないのでしょうか。
(『古代史の十字路』371頁)

^{ハク}貉国の位置について諸説あるので、私の考えを整理しておきます。

通説では、

「**百济より西へ行くこと三日**、^{ハク}貉国に到るに千余里という。」

と読み下します。通説の読み下しに従い「百济より西へ行くこと三日」とすると、^{ハク}貉国は朝鮮半島の西の方や、黄海の中の島にあることになります。が、これは「自」の置かれた位置や使われ方を無視した誤った理解であると思います。「自百济」と記述されていれば通説のとおり「百济より」と読み下すのが適当であると思います。つまり「百济を西より行くこと三日」と理解すべきだと思います。古田氏も私と同様の読み下しをされています。

詳しく記せば

「百济の西から東の方へ行くこと三日、千余里で^{ハク}貉国に到る。」

ことを表現していると思います。この私の理解を支持するのが『山海経』の記述です。

^{ハク}貉国について、『山海経』では次のように具体的に記述されます。

ε **貉国在漢水東北 地近于燕 滅之**

(『山海経』海内西経)

^{ハク}貉国は漢水の東北に在り。地は燕に近く、之を滅ぼす。

『三国史記』百济本紀には、河南に百济（十济）の都を築く際の話として、次のとおりあります。

と **惟此河南之地 北帯漢水 東據高岳 南望沃澤 西阻大海**
(『三国史記』百济本紀)

ここでいう「河南」は、^{ハンガン}漢江を挟んでソウルの東にある現在の河南省と考えられます。つまり、この漢水は現在の^{ハンガン}韓国の^{ハク}漢江です。^{ハク}貉国は、その^{ハンガン}漢江の東北に位置するのです。

また燕は朝鮮半島の付け根辺りまで領土があり、その燕に近いということから、^{ハク}貉国は朝鮮

半島の中央、春川やその北部の辺りということになりましょう。^{ハク}貉国は、百济の西や黄海の中にあるのではなく、^{ハンガン}漢江の北東、朝鮮半島の中央に存在すると考えられます。

^{ハク}貉国があると思われる春川、関連する漢江、河南を図示すれば、地図16のとおりです。

したがって、古田氏が「竹島灯台」は、あるいは「貉国」内かもしれないと言及されるのは根拠が薄弱であり、全く疑問に思えます。百济の西の方ではなく、東の方に貉国があると理解すれば、古田氏の想定は全く見当外れといえましょう。

地図16 漢江、河南、春川



yahoo地図を利用

地図17 竹島灯台と春川（貉国）



韓国コネスト地図を利用

竹島灯台の位置と靑島の位置は、地図 17 のとおり、全く関連が無く、根拠が不明です。

また、たとえ、竹島灯台が百済国内に存在したとしても、それが問題になるようなことではないと思います。先述のとおり、どこの領有地かは、重要な問題ではありません。

7 古田武彦著『邪馬一国の証明』

第一に重要なことは、「釜山に立ち寄っていない」——この事実だ。「竹島」は、その直後、「南に羅羅国(済州島とされる)を望む」というのだから、朝鮮半島の西南端に近いようだ。今珍島あたりかもしれぬ。ともあれ、「南に羅羅国を望む」位置から、いきなり、「都斯麻国を経」となるのだから、先にのべた通りの、朝鮮半島南岸部西辺から、対馬海流を東南に横断して対馬西岸部に到着するルートだ。七世紀ともなれば、三世紀よりはるかに船も進歩していたはずだ。それなら、このようなルートがもっとも効率がいいはずなのである。

そしてこの場合、明らかに百済の西岸を南下してきたのだ。これこそ文字通り「全水行ルート」なのである。その上、対馬の場合、「経」の文字を使っている。「都斯麻国に至る」ではない。いわば、ほんの“経過地”として、とり扱われているのである。

このような七、八世紀の「全水行ルート」を軽々しく倭人伝理解のさいに無批判にあてはめた。ここに、「韓国全水行説」が従来、“異論なき定説”であるかのごとき観を呈してきた、その歴史的背景があったのではあるまいか。

(また、『隋書』では、末盧国にも立ち寄らず、直接「壱岐→博多湾近辺」といったコースをとっているという可能性も高い) (『邪馬一国の証明』298頁)

私は、古田氏の著書『邪馬一国の証明』の記述が的確であると思います。

なぜ、古田氏は「竹島論」と「竹島論第二」において鬱陵島を『隋書』倭國伝の「竹島」とされたのかわかりません。19世紀の吉田松陰の書簡は、鬱陵島が竹島という名称であったという根拠にはなったとしても、鬱陵島が『隋書』倭國伝の「竹島」であることについては一切記

述されていません。この書簡は、それ以上のものでもそれ以下のものでもありません。

したがって、これを根拠に鬱陵島が『隋書』倭國伝の「竹島」であると断定されるのは理解出来ません。

古田氏は、「多元」106号(2011年11月)において、次のように記述されています。

だから百済から対馬への途次の“いずれかの島”に対する「呼び名」か、といった“恣意的な”視点以外に「出る」ことができなかったのである。しかし、その地帯にそのような「名前」の島は存在しないのである。ことに「都斯麻国」「竹斯」といった国名の的確な表記と相対比すると、やはり“直接”に「タケ島」と呼ばれる島は、百済と対馬の間のこの地帯には、絶無なのである。(「多元」106号、4頁)

この記述にあるとおり、古田氏は、そもそも、百済と対馬の間、朝鮮半島西南部の辺りに「竹島」と呼ばれる島の存在を前提としておられましたが、この辺りに見つからないことから、文献で確認できる鬱陵島を『隋書』倭國伝の「竹島」とであるとされたように思われます。

しかし、朝鮮半島西南部の辺りに「竹島」が存在していることが判明したのですから、私は『邪馬一国の証明』当時の考え方が適切であると思います。

8 終わりに

『隋書』倭國伝の「竹島」の位置について、古代史の世界ではこれまで特定されてきませんでした。そうした中で、2011年の暮れに、私は竹島里や竹島灯台などの竹島の地名が朝鮮半島の西南部に現存していることを発見しました。その後、インターネットで見られる「コネスト韓国地図」により、全羅南道を中心とする地域一帯に、里・村・島・山の地名として、「竹島」が現存していることがわかりました。「竹島」と呼ばれ今日まで、その地名が残っているのです。その後、市販されている韓国地図の中で、いちばん大縮尺と思われる『韓国道路地図』(2010年3月、中央地図文化社)において、竹島の地

名を数多く見つけました。竹島の地名は、朝鮮半島の南西部に集中しており、全羅北道、全羅南道、慶尚南道の地域に35カ所現存し、さらに、この朝鮮半島南西部の地域には、竹島以外に竹が付いた地名が29カ所ありました。「韓国コネスト地図」と『韓國道路地圖』の複数の資料により、この地域に、竹に関連する地名が数多く集中して存在していることを明らかにすることができました。

これらの竹島は、その地名が示すように重要な産物である竹が繁茂する島が多いところであることから、竹島と名付けられたことを推測させます。『隋書』倭國伝の時代に、この重要な竹を産出する地域を「竹島」と名付け、現在も竹島の地名が全羅南道を中心に全羅北道や慶尚南道の各地に集中して数多く残っていると考えたとき、この竹島の地名が現存する理由がよく理解できると思います。

以上、この拙稿において、様々な観点から検討し、朝鮮半島南西部の竹島を倭國伝の「竹島」として認識することが最も適切であると示したつもりです。

ぜひ、忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。